

第5期瑞浪市地域福祉活動計画

瑞浪市社会福祉協議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）	1
第2節 国の動向（計画の根拠法等）	2
第3節 計画の位置づけ	7
第4節 計画の期間	8
第5節 計画の策定体制	9
第2章 市及び社会福祉協議会の現況	11
第1節 市の状況	11
第2節 社会福祉協議会の状況	23
第3節 調査等からみる現況と課題	30
第4節 第4期地域福祉活動計画の推進状況の評価	38
第3章 計画の基本的な考え方	46
第1節 計画の基本理念および活動原則	46
第2節 計画の基本的方向	47
基本目標1 「おたがいさま」のこころで支え合える地域をつくる “しくみづくり”	49
基本目標2 「おたがいさま」のこころで誰もが安心し続けられる “くらしづくり”	52
基本目標3 「おたがいさま」のこころで誰もが地域参加できる “機会づくり”	55
基本目標4 「おたがいさま」のこころで安定した法人運営を継続できる “組織づくり”	58
資料編	61
○瑞浪市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	61
○策定委員名簿	62
○市民アンケートの調査結果	63
○計画策定スケジュール	72
○用語説明	73

第1章 計画の策定にあたって

～地域福祉活動計画の基本的な考え方～

第1節 計画策定の背景（地域福祉を取り巻く社会情勢）

■個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題

近年の人口減少、少子高齢化により、高齢者を中心とした単身世帯数の増加など世帯構成の変化や生活スタイルの多様化が進んでいます。地域で暮らす人々のつながりも希薄化が進み、介護負担や子育て不安、ひきこもりや虐待など生活課題は複雑化しています。

また、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、人と人との接触機会が減少し孤独・孤立の問題がこれまで以上に顕在化しています。閉じこもりによる虚弱化進行や社会的孤立、失業等による生活困窮などの課題もあり、迅速かつ丁寧な対応が求められています。

こうした中で、福祉サービスを必要とする人の生活課題や地域の福祉課題を捉え、利用者の自立支援や自己実現を図るとともに、問題の発見から解決に至るまでの過程において、地域住民・自治会・当事者団体・民生委員児童委員・福祉委員・社会福祉施設・行政等がネットワークを活かし支援する「地域共生社会」の実現を目指す国の方針が示されてきました。

地域の誰もが安心して暮らすには、瑞浪市と瑞浪市社会福祉協議会が、地域を取り巻く変化やそれに伴う様々な生活課題に対応しつつ、さらなる地域福祉の充実を目指して両輪となっていく計画策定が必要とされます。

■複雑化・複合化した生活課題

介護と子育てを同時にを行うダブルケア、自立していない子とその親がともに高齢化（いわゆる8050問題など）、18歳未満で大人が担うような介護や家事の責任を引き受けているヤングケーラー、収入が不安定な非正規雇用の労働者が増加など、様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、ひとつの世帯で複数の課題を抱えるといった状況もみられます。また、ゴミ屋敷や引きこもりなど高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など従来の制度の枠組みでは対象とならない、制度の狭間にあるケースも多くみられるようになりました。

既存の枠組みに当てはめるのではなく、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し横断的な支援をしていくことに加え、地域住民同士が「おたがいさま」のこころで「時には支え・時には支えられる」関係を作ることが求められています。

第2節 国の動向（計画の根拠法等）

1. 社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画

瑞浪市地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、市の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進の方向性を定める計画です。

同法では、市町村による地域福祉計画の策定及び変更においては、「あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする」とされています。

2. 社会福祉法第109条に基づく社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明記されています。そのため、瑞浪市の策定する地域福祉計画と整合性を図りながら、「地域住民」、「地域において社会福祉に関する活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」、が相互に協力する実践的な活動・行動計画を策定します。

3. 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律 (平成29年改正法)

平成29年改正法(平成30年4月1日施行)により、市町村地域福祉計画は、福祉分野の上位計画と位置付けられ、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき項目を定め、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を目指すものとされています。



「地域包括ケアシステム」とは：

介護保険制度における高齢者を中心とした仕組みから始まったものではあるが、高齢者のみではなく、児童や子育て支援、障がい者、生活困窮者など幅広い対象が、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制構築を目指すもの。



「地域共生社会」とは：

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会。

4. 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (令和2年改正法)

個人と地域の人間関係の希薄化、孤独・孤立の問題や、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するには、さらなる地域共生社会の実現に向けた包括的支援を目指す必要があるとして、令和2年改正法（令和4年4月1日施行）が制定されました。

従来の属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難であることから「重層的支援体制整備事業」の創設が求められています。



地域共生社会の実現に向けた包括的支援とは：

地域福祉計画及び地域福祉活動計画の推進にあたっては、地域包括ケアシステムの構築と合わせた地域福祉施策・事業を推進することが重要です。「地域の福祉力の強化」を行い、我が事・丸ごとの地域共生社会の実現を目指します。

<地域共生社会の実現に向けた包括的支援のイメージ図>





さらなる包括的支援を目指す「重層的支援体制整備事業」とは：

ご近所付き合いが無く引きこもりがちなどで家族全体が社会から孤立している世帯、また80代の親が、自立していない50代の子を支え、経済的にも精神的にも大きな負担がある「8050問題」と言われる世帯や、介護と育児を同時に担う「ダブルケア」と言われる状況にある世帯など、一つの世帯で複合的な課題を抱えるケースに対応するには、従来の支援体制だけでは困難といえ、より包括的な支援が必要とされます。

＜従来の支援体制の課題＞

- 属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- 属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、住民ニーズに応えるために、福祉分野の縦割りを超えた相談支援体制を整えて、国の補助対象になりにくい。



【重層的支援体制整備事業】の枠組み

I 包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める
- ・支援機関のネットワークで対応する
- ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

II 参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

III 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
- ・地域のプラットフォームの形成や地域に対する活動の活性化を図る

上記の三事業を支えるため

- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・多機関協働事業

などを行っていくものとされています。



＜期待される重層的支援体制整備事業の効果＞

- 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
- 地域づくりが進み、地域で人と人のつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、早期の相談支援につながる
- 災害時の円滑な対応にもつながる

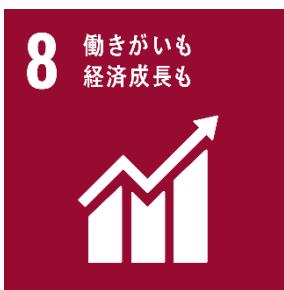


SDGsとの関連：

SDGs (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))は、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するための環境・経済・社会についてのゴール（目標）です。社会が抱える問題を解決し、明るい未来を作るための 17 のゴールと、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」という基本理念は、地域共生社会の根幹となるものであり、地域福祉計画においても、SDGs のゴールの達成に向けて推進するものとします。

(主に関連する S D G s のゴール)





地域福祉における「地域」とは： ～「我が事・丸ごと」の地域づくりの推進における地域の考え方～

市民にとって身近に感じる「地域」の範囲はさまざまですが、助け合い、支え合いの仕組みづくりを進める地理的な範囲は、住み慣れた生活の場である自治会・小学校区といった範囲が主に考えられます。しかし、そのような地域では解決することが困難な課題もあります。また、住んでいる場所にとらわれない助け合い、支え合いの仕組みもあります。そのため、本計画における「地域」は画一的なものとせず、必要に応じて「小地域」「地区」「全市」と柔軟に捉えていきます。

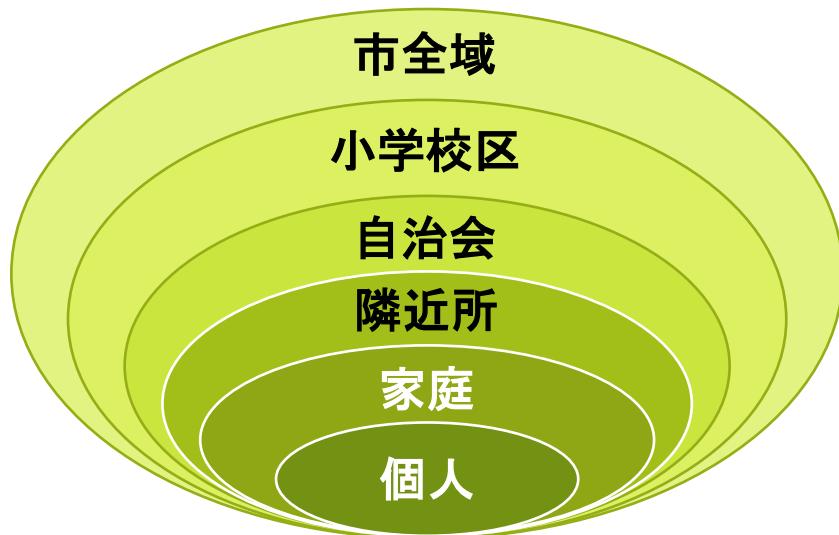
《小地域》………自治会、組、班など

《地区》………小学校区

《全市》………市全域

本市においては、旧小学校区の8地区（瑞浪地区、土岐地区、明世地区、稻津地区、陶地区、釜戸地区、大湫地区、日吉地区）の単位で、区長会とまちづくり推進組織を核とした地域づくりが行われており、福祉分野においても社会福祉協議会支部や福祉委員の活動が同じ単位で行われています。今後もこの8地区を基本とした「我が事・丸ごと」の地域づくりに対する支援を行っていきます。

＜地域の捉え方・考え方＞



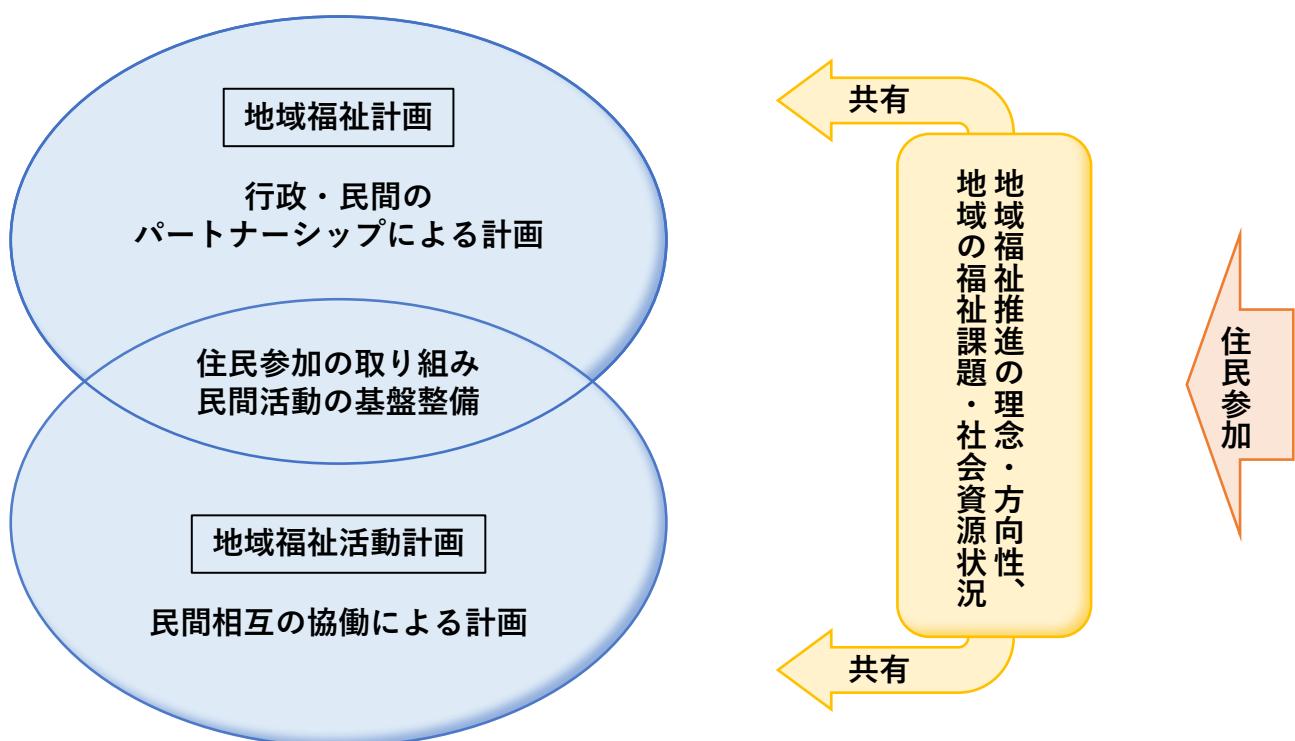
第3節 計画の位置づけ

地域福祉計画が、市の地域共生社会の実現に向けた理念の明確化や施策・取り組みの体系化を図り、公助・共助・互助・自助の役割を意識した行政計画であるのに対し、地域福祉活動計画は、地域福祉計画の施策・取り組みに向けた具体的な行動・活動を示す計画であり、地域の福祉活動の中心的役割を担う社会福祉協議会が策定します。

地域福祉計画が行政計画として、地域福祉活動計画は地域住民の立場から地域福祉計画を推進する計画として、相互に重要な役割を果たすものであり、密接な連携が求められています。

そのため、瑞浪市が策定する地域福祉計画と、瑞浪市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の両計画が両輪となって地域福祉が推進されるように、内容の整合をとるものとします。

＜地域福祉活動計画と地域福祉計画との関係＞



第4節 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とします。なお、国、県などの動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

＜本計画及び地域福祉活動計画の計画期間＞

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
計画										

第4期瑞浪市地域福祉計画
第4期瑞浪市地域福祉活動計画

第5期瑞浪市地域福祉計画
第5期瑞浪市地域福祉活動計画

第5節 計画の策定体制

地域福祉活動計画及び地域福祉計画を策定するにあたっては、そのプロセスにおいて広く住民や関係機関の意見を聴くことが必要です。そのために、市民アンケート調査、関係団体等へのアンケート及びヒアリング調査、住民ワークショップ等を行いました。また有識者等によって構成された「地域福祉活動計画策定委員会」「地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議検討を行いました。

1. 市民アンケート調査の実施

市民の生活実態や福祉施策に対する考え方等を把握するため、瑞浪市全域から無作為に抽出した18歳以上の市民及び市内の全中学2年生に対し、アンケート調査を実施しました。

＜市民アンケート調査概要＞

調査対象	18歳以上の市民	市内の中学2年生
調査時期	令和5年11月～12月	令和5年11月～12月
調査方法	郵送調査またはオンライン調査	学校指定のオンラインアンケートフォームを使用
有効配布数	1,000	309
有効回収数	478	273
有効回収率	47.8%	88.3%

2. 関係団体等への調査

地域福祉にかかる活動団体・組織に対し、活動状況や課題、地域福祉に対する意見等を聴取するための調査を実施しました。

＜関係団体への調査概要＞

調査対象	学童クラブ 5団体 瑞浪市子ども会連合会 手をつなぐ育成会 瑞浪市身体障害者福祉協会 瑞浪市長寿クラブ連合会 瑞浪北部地域包括支援センター (計10団体)	瑞浪市ボランティア連絡協議会 子ども発達支援センターぽけっと親の会 瑞浪市社会福祉協議会支部連絡協議会 瑞浪市民生委員児童委員協議会 (計4団体)
調査時期	令和6年6月	令和6年5月～6月
調査方法	郵送調査	ヒアリング調査
調査実施者	市社会福祉課	社会福祉協議会

3. 福祉懇談会（住民ワークショップ）の開催

地域住民との協働体制を考えるためのワークショップを開催しました。参加者が5グループに分かれ、以下の3つをテーマに、現在の課題や今後の取り組みなどについて、意見交換を行いました。

- ① 住民の孤立化防止について
- ② 地域の見守り体制について
- ③ 地域活動の担い手養成について

＜住民ワークショップ開催概要＞

開催日	令和6年8月1日 18時30分～20時
開催場所	瑞浪市保健センター大会議室
参加者	区長会、民生委員児童委員協議会、まちづくり推進委員会、社会福祉協議会支部、市議会議員など計32名

4. 社会福祉協議会職員による作業部会

地域福祉の総合的な事業推進を図るために、社協関係部署を横断的に組織し、事業実施の現状を評価し、今後の事業方針を検討することを目的として、作業部会を開催しました。

5. 「地域福祉活動計画策定委員会」「地域福祉計画推進委員会」の設置

計画の策定にあたり、総合的な調整を図り必要な事項について審議を行うため、学識経験者、社会福祉を目的とする事業を経営する方、社会福祉に関する活動を行う方などで構成される「地域福祉活動計画策定委員会」「地域福祉計画推進委員会」を設置し、審議検討を行いました。策定委員と推進委員は、内容の整合性を図るため、同じ構成員としています。

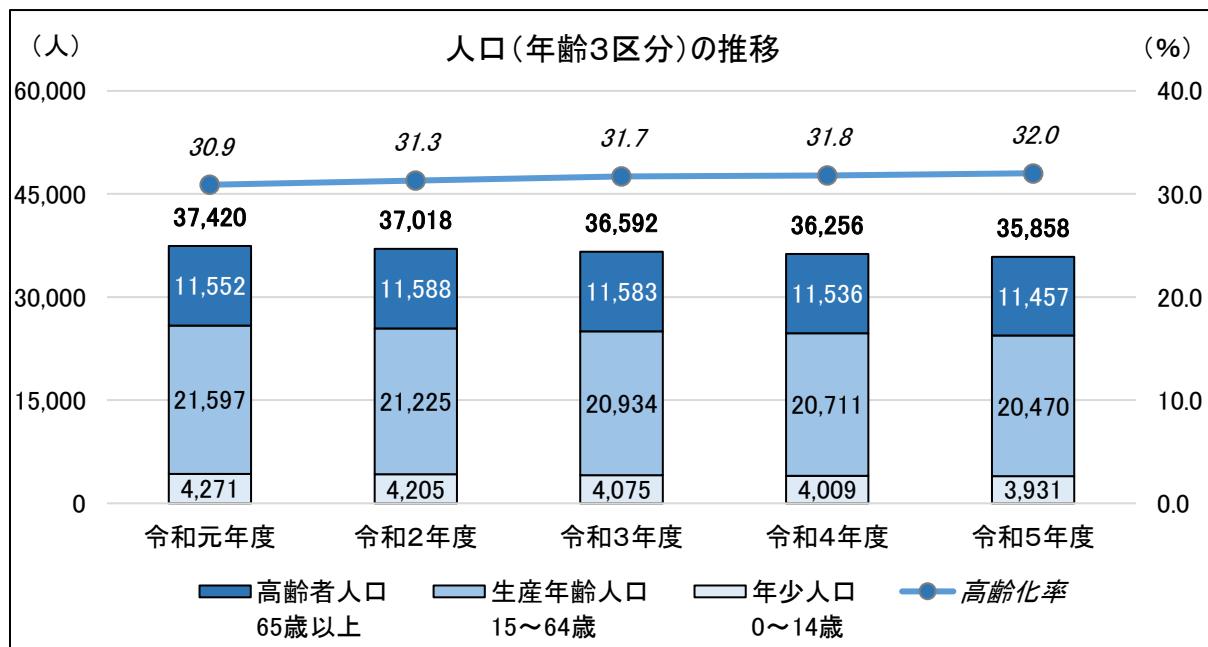
第2章 市及び社会福祉協議会の現況

第1節 市の状況

1. 人口・世帯等の状況

(1) 人口(年齢3区分別) 及び高齢化の推移

本市の総人口は年々減少しており、令和5年度は35,858人です。一方で高齢化率は年々増加しており、令和5年度は32.0%です

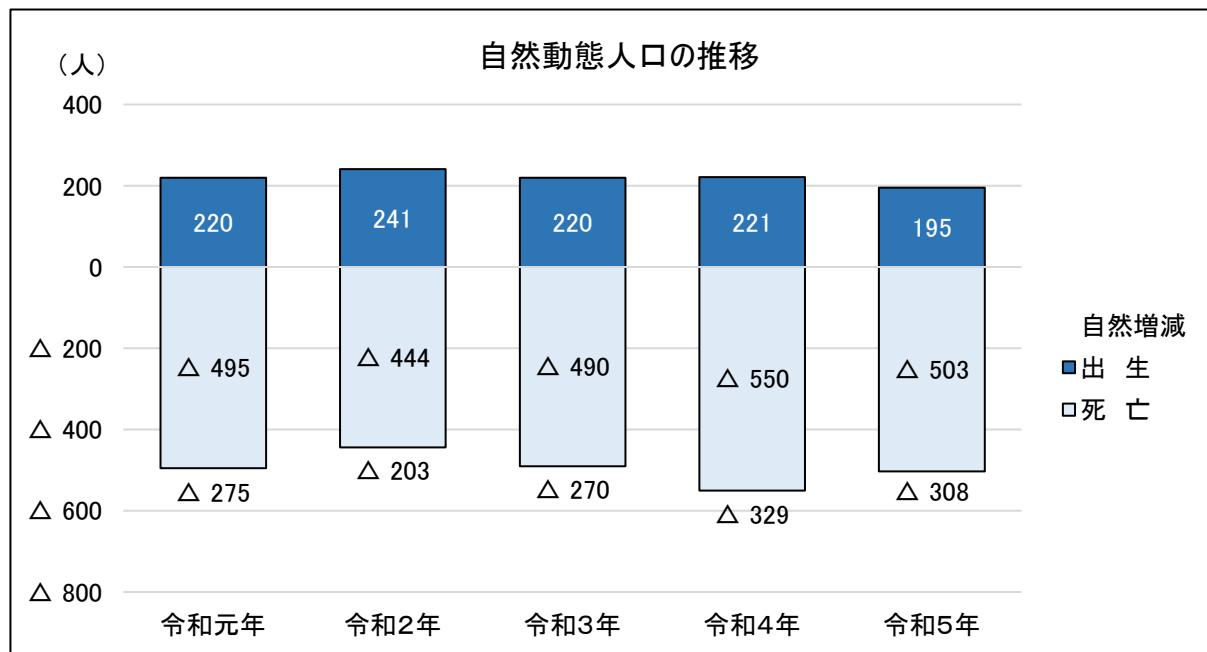


※各年10月1日時点

※資料：瑞浪市統計書

(2) 自然動態人口の推移

本市の自然動態人口は、死亡が出生を大きく上回る自然減で推移しており、令和4年度、5年度では300人以上の自然減となっています。

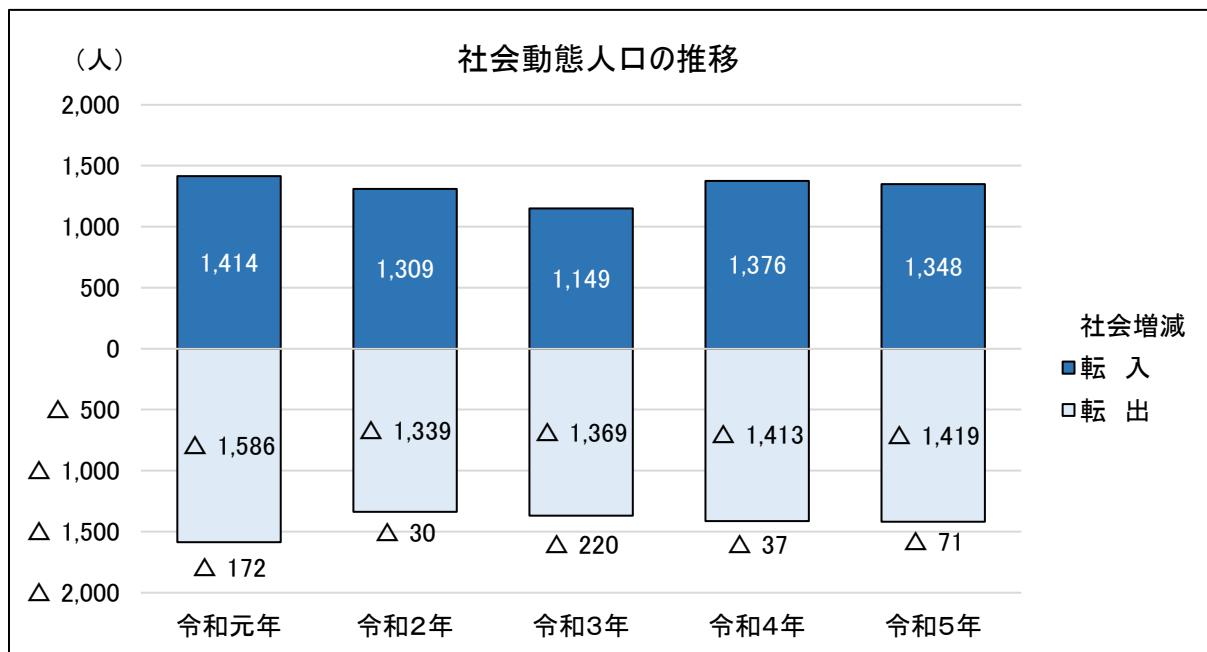


※各年12月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

(3) 社会動態人口の推移

本市の社会動態人口は、一貫して社会減であるものの、年によりばらつきがあります。



※各年12月末日時点

※資料:瑞浪市統計書

(4) 平均世帯人員の状況

本市の平均世帯人員は年々減少しています。

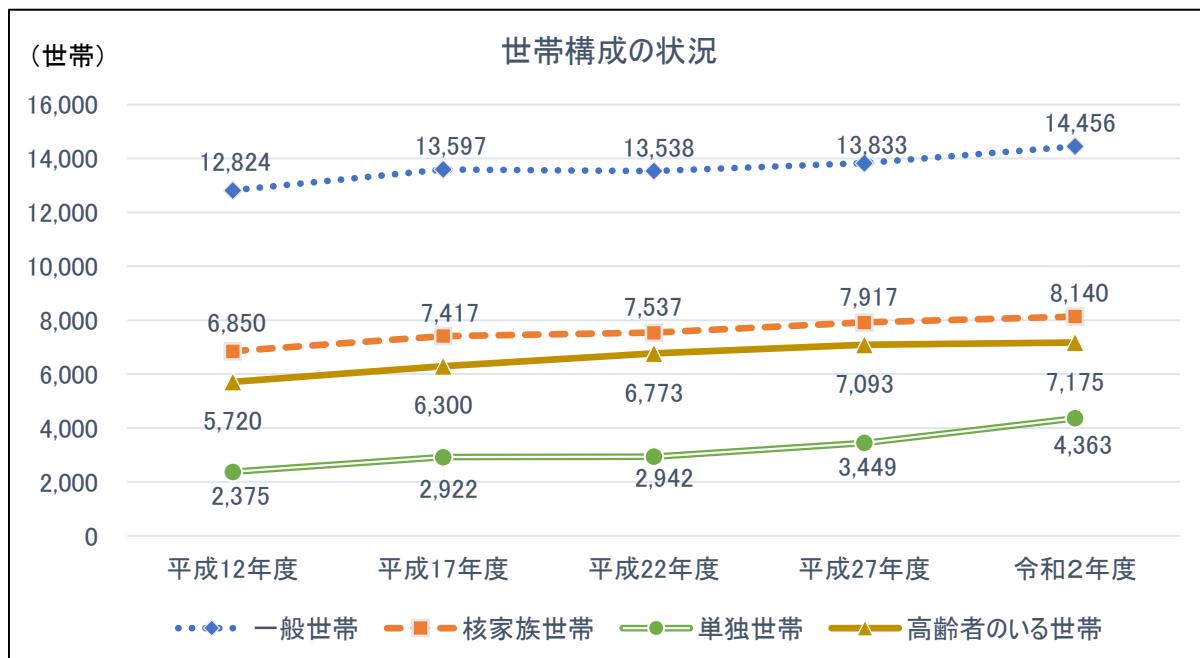
	(人)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
平均世帯人員	2.44	2.40	2.37	2.33	2.30

※各年 10月 1日時点

※資料:瑞浪市統計書

(5) 世帯構成の推移

本市の一般世帯数、核家族世帯数、単独世帯数、高齢者のいる世帯すべてが増加傾向にあります。中でも単独世帯の伸びが大きく、平成12年の2倍近くとなっています。



※各年 10月 1日時点

※資料:国勢調査(R2)

【用語の解説】

- ・一般世帯・・・「施設等の世帯」以外の世帯をいう。「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会福祉施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。
- ・核家族世帯・・・夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親とその子どもから成る世帯をいう。
- ・単独世帯・・・世帯人員が1人の世帯をいう。
- ・高齢者のいる世帯・・・上記3つの世帯のうち、65歳以上の者のいる世帯をいう。

2. 子ども・子育てに関する状況

(1) 家庭児童相談件数の推移

本市の児童相談件数は減少傾向ですが、延べ相談件数が令和4年度に大きく増えており、1件あたりの相談回数が増えていることがうかがえます。

(件)

	相談内容		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童相談	養護	虐待	24	34	23	24	16	
		その他	15	7	8	9	6	
	保健		0	0	1	0	0	
	障がい		0	2	2	2	1	
	非行	ぐ犯	0	2	0	0	0	
		触法行為等	0	0	0	0	0	
	育成	性格行動	5	1	4	6	2	
		不登校	2	3	4	2	2	
		適性	0	0	0	0	0	
		育児しつけ	5	8	4	2	3	
その他		0	0	0	0	0	0	
合計		51	57	46	45	30		
成人相談			6	9	5	1	2	
延べ相談件数			510	644	634	948	860	

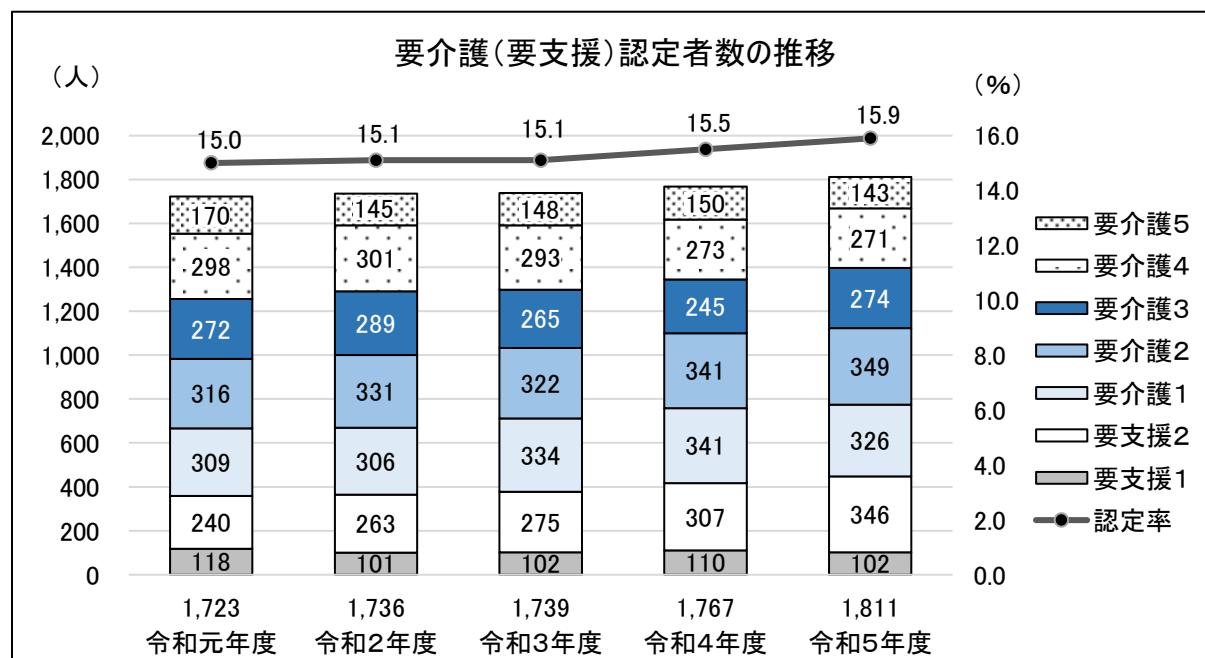
※各年度末時点

※資料：こども家庭課

3. 高齢者に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者数の推移

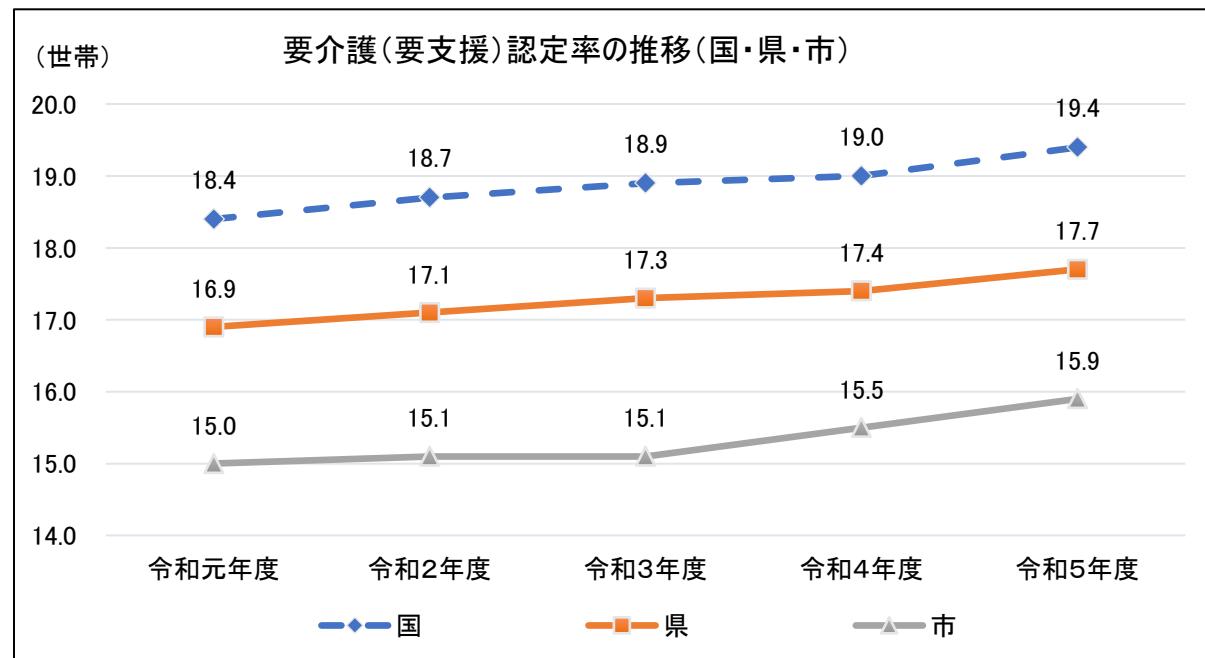
本市の要介護（要支援）認定数は増加傾向にあり、認定率も上昇しています。



※資料:厚生労働省 介護保険事業状況報告

(2) 要介護（要支援）認定率の推移（国・県・市）

本市の要介護（要支援）認定率の推移を国、県と比較すると、国より3.5ポイント、県より約2ポイント低くなっています。



※資料:地域包括ケア「見える化」システム

(3) 地域包括支援センター相談件数の推移

本市の地域包括支援センターにおける相談件数の推移をみると、訪問件数が令和元年度から令和2年度にかけて約2分の1に減少していますが、来所、電話の新規件数は増えています。

(件)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問	新規	1,357	654	622	693	630
	継続	250	166	124	100	107
		1,107	488	498	593	523
来所	新規	186	202	244	301	290
	継続	75	82	76	99	131
		111	120	168	202	159
電話	新規	1,194	1,292	1,353	1,906	1,654
	継続	169	312	313	386	425
		1,025	980	1,040	1,520	1,229
計	新規	2,737	2,148	2,219	2,900	2,574
	継続	494	560	513	585	663
		2,243	1,588	1,706	2,315	1,911

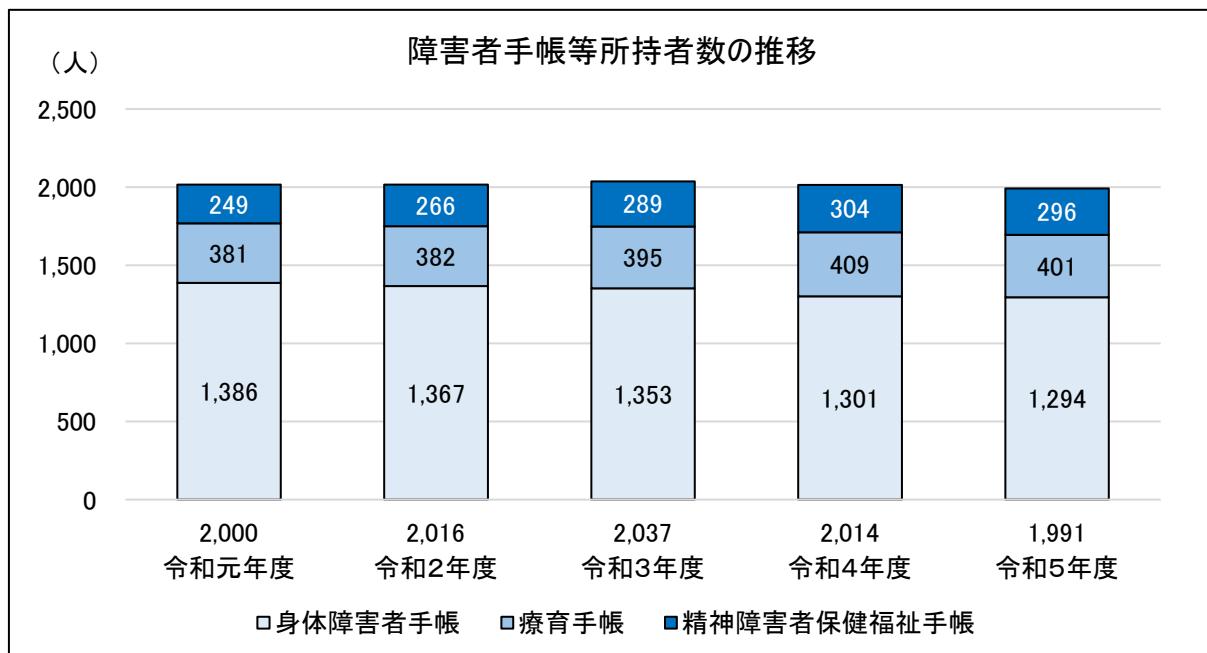
※各年度末時点

※資料：高齢福祉課

4. 障がい者に関する状況

(1) 障害者手帳等所持者数の推移

本市の障害者手帳等所持者数の推移をみると、身体障害者手帳は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

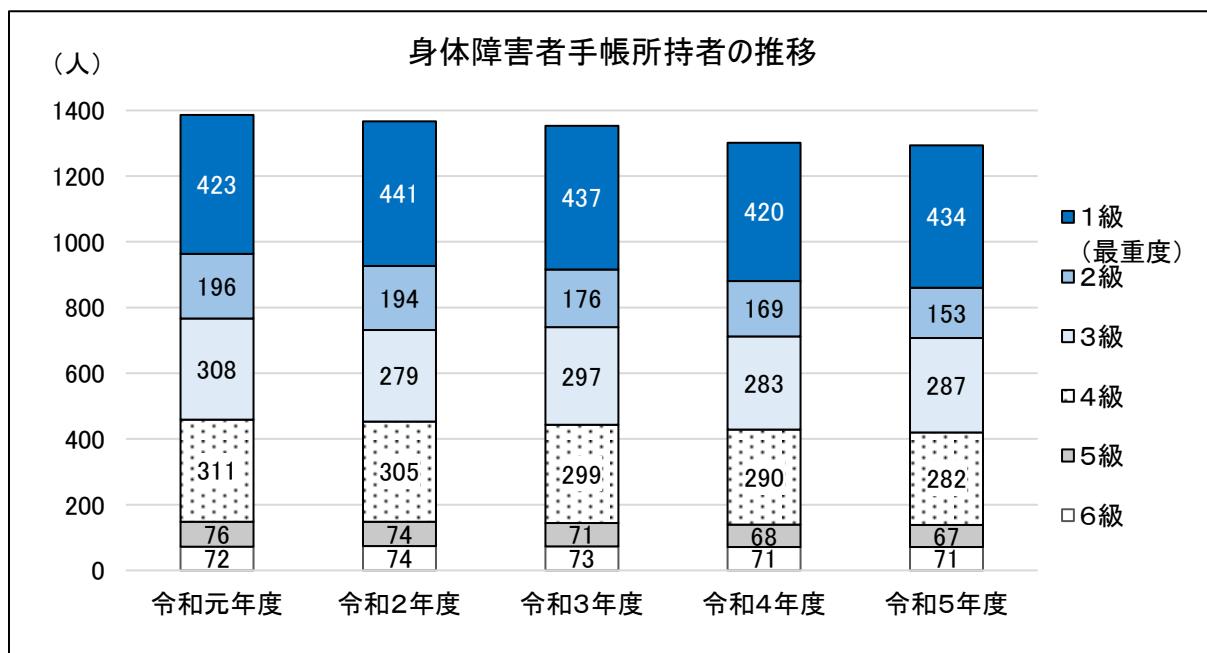


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

本市の身体障害者手帳所持者の推移をみると、全体及び2・4・5・6級は減少していますが、1級は増加傾向にあり、3級は増減を繰り返しています。

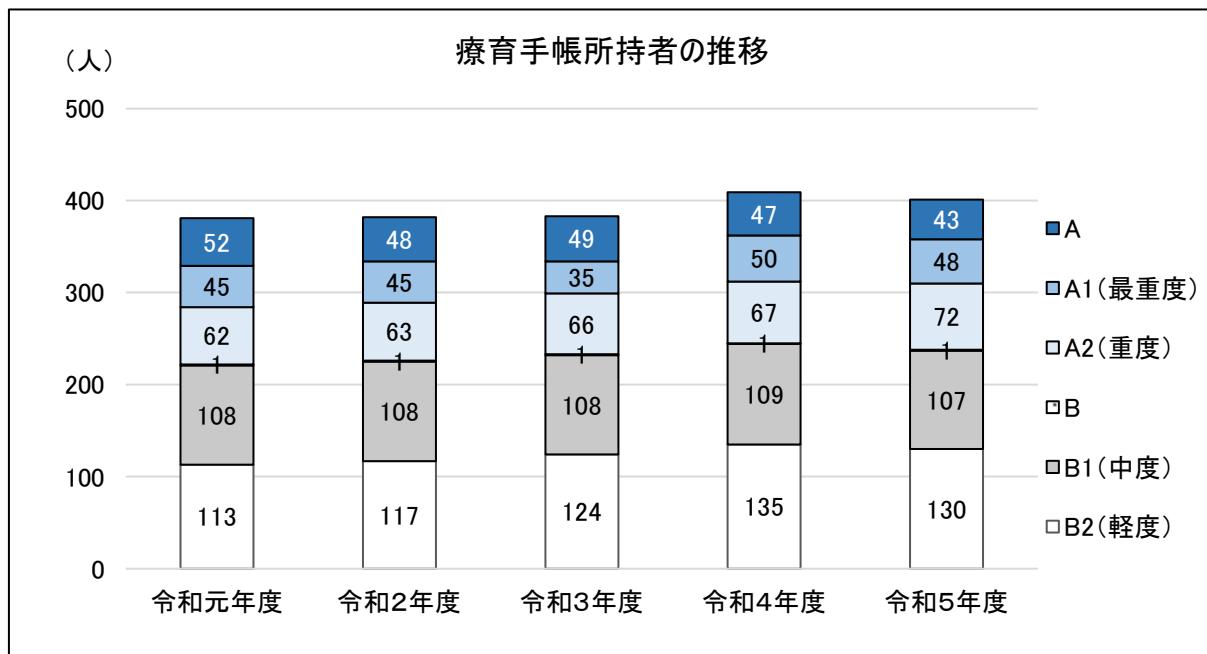


※各年度末時点

※資料:社会福祉課

(3) 療育手帳所持者の推移

本市の療育手帳所持者の推移をみると、A2（重度）とB2（軽度）が令和元年度から増加しています。



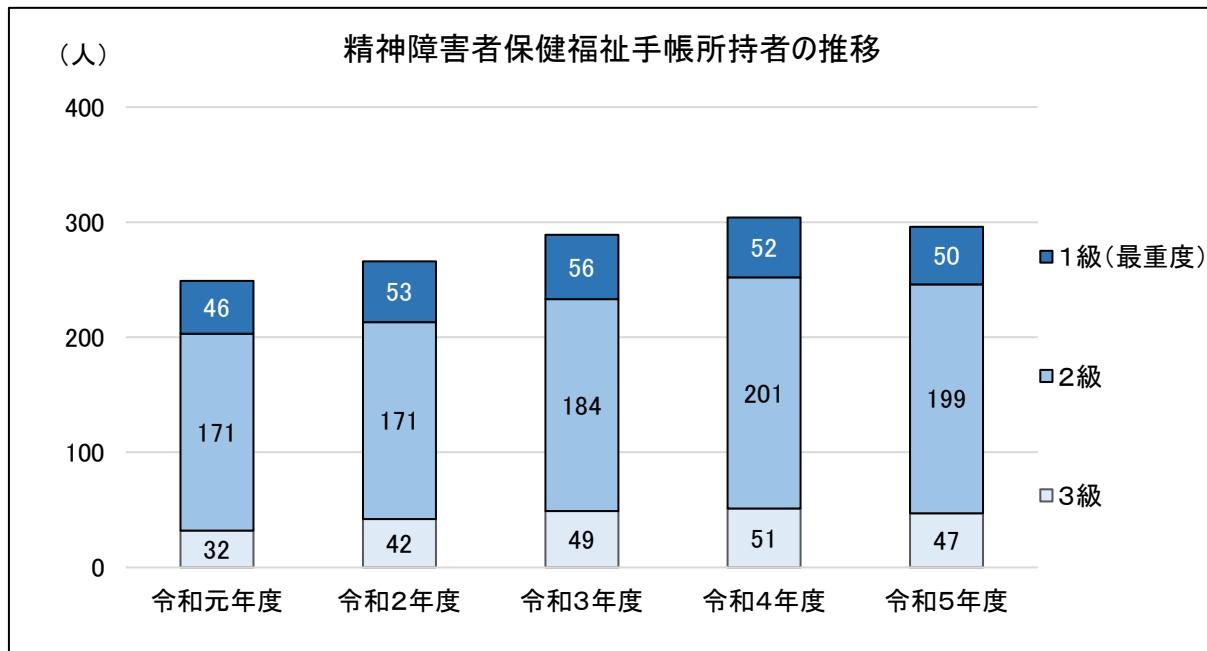
※各年度末時点

A・B 判定は現在の判定では使用していません

※資料:社会福祉課

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、全体的に令和元年度から令和4年度まで増加しています。令和5年度では全体的に減少傾向にあります。



※各年度末時点

※資料:社会福祉課

5. 生活支援に関する状況

(1) 生活保護世帯及び人数の推移

本市の生活保護世帯数及び保護人員をみると、概ね80世帯、100人前後で推移しています。

(人)

区分	世帯数	保護人員	被保護扶助人員(延人員)						
			合計	生活	住宅	教育	医療	介護	その他
令和元年度	79	96	254	87	65	3	79	15	5
令和2年度	82	96	251	87	66	3	79	13	3
令和3年度	84	100	265	87	69	4	83	19	3
令和4年度	76	92	265	83	69	5	80	27	1
令和5年度	81	96	282	86	74	3	87	29	3

※10月中時点

※資料:瑞浪市統計書

(2) 避難行動要支援者登録数の推移

本市の避難行動要支援者登録数の推移をみると、年々増加傾向にありますが、令和4年度から令和5年度にかけては登録数の増減がありません。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数	2,757	2,965	3,079	3,220	3,220

※各年度末時点

※資料:社会福祉課

6. 地域福祉に関する状況

(1) 地区別民生委員児童委員の状況

地区別の民生委員児童委員、主任児童委員、福祉委員数は下表のとおりとなっています。

(人)

地区名	民生委員 児童委員	主任児童委員	福祉委員
瑞浪地区	25	2	43
土岐地区	14	2	39
明世地区	6	2	24
稻津地区	7	2	21
陶地区	10	2	36
釜戸地区	10	2	16
大湫地区			4
日吉地区	10	2	12
合計	82	14	195

※令和6年度

※資料:社会福祉課・社会福祉協議会

(2) 地区別自治会加入率の推移

本市の地区別自治会加入率の推移をみると、概ねどの地区も減少傾向にあります。最も加入率が高い地区は大湫地区で約9割が加入していますが、明世地区では約4割程度であり、地区により加入率の差が大きく出ています。

(%)

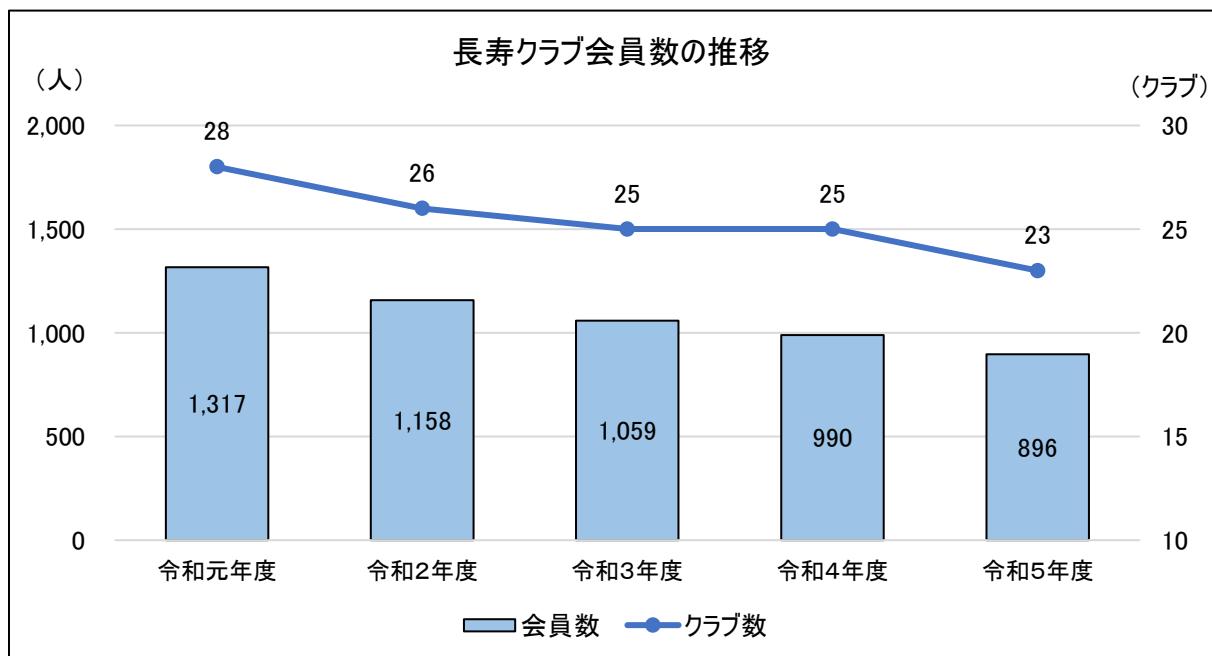
地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
瑞浪地区	58.50	58.62	57.36	56.70	56.36
土岐地区	71.92	72.31	70.72	70.96	70.95
明世地区	40.78	40.71	40.37	41.52	40.06
稻津地区	73.43	79.36	80.35	79.45	77.31
陶地区	80.47	82.32	82.27	82.62	80.37
釜戸地区	81.29	80.42	80.71	80.85	80.98
大湫地区	82.55	84.72	87.05	86.76	88.24
日吉地区	74.63	74.17	72.17	73.01	72.23
全地区平均	66.19	66.86	65.95	65.78	65.01

※各年4月1日現在

※資料:市民協働課

(3) 長寿クラブ会員数の推移

本市の長寿クラブ会員数の推移をみると、クラブ数と会員数ともに令和元年度から年々減少しています。



※各年4月1日現在

資料:高齢福祉課

7. 成年後見制度に関する状況

(1) 成年後見開始の申立件数の推移

本市の成年後見開始の審判に関する家庭裁判所多治見支部への申立件数の推移をみると、合計12件から15件の間で推移しています。

(件)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
後見	11	6	7	5
保佐	0	4	4	8
補助	2	2	4	1
合計	13	12	15	14

※各年12月末時点の概数

※資料：岐阜家庭裁判所

(2) 成年後見人等受任者種別

本市の成年後見人等受任者は法人が最も多く、後見に限ると親族が最も多くなっています。

(件)

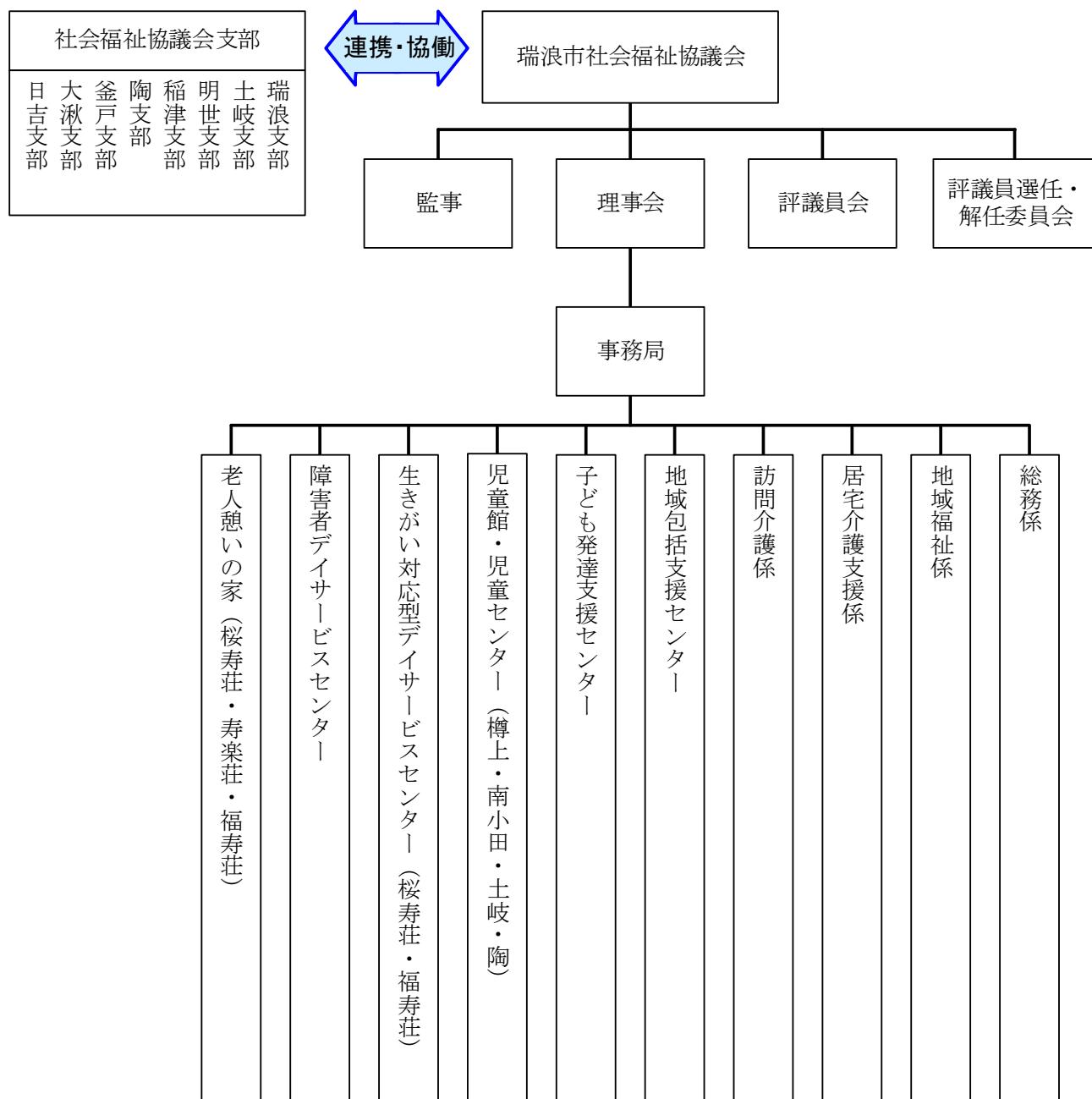
区分	後見	保佐	補助	任意後見	合計
親族	33	6	1	0	40
弁護士	3	2	0	0	5
司法書士	8	4	1	0	13
社会福祉士	1	2	0	0	3
法人	23	23	11	0	57
合計	68	37	13	0	118

※令和6年1月末時点の概数

※資料：岐阜家庭裁判所

第2節 社会福祉協議会の状況

1. 組織図



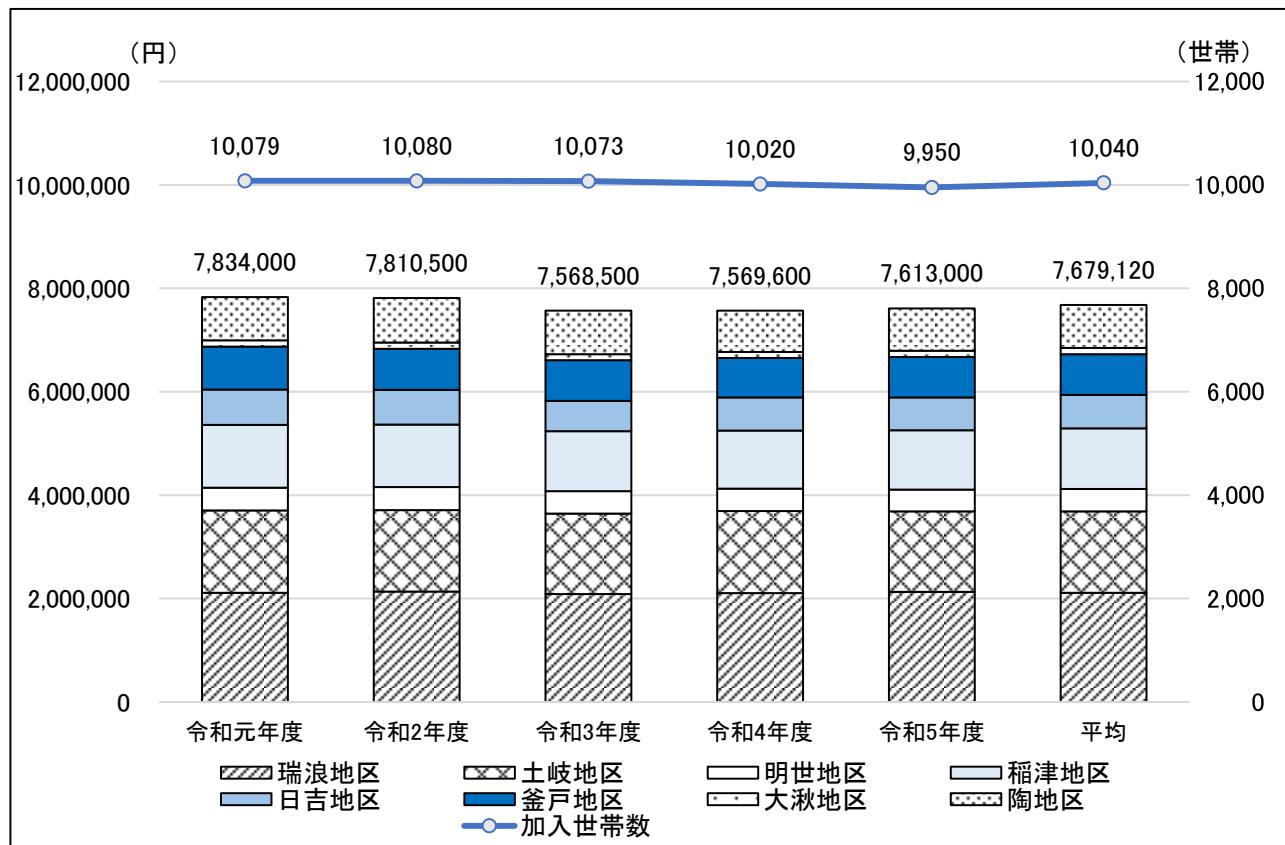
2. 会費の状況

(1) 一般会費の状況

自治会を通じた一般会費収入及び加入世帯数は、年度により多少の増減がありますが、概ね横ばいに推移しています。

加入率は、市内全世帯の6割強の数値で概ね横ばいに推移しています。地区別では大湫地区が86.2%で最も高く、次いで釜戸地区が77.9%で続きます。最も低いのは明世地区で39.8%でした。

一般会費収入及び加入世帯数の推移



※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

地区別一般会費収入額の推移

(円)

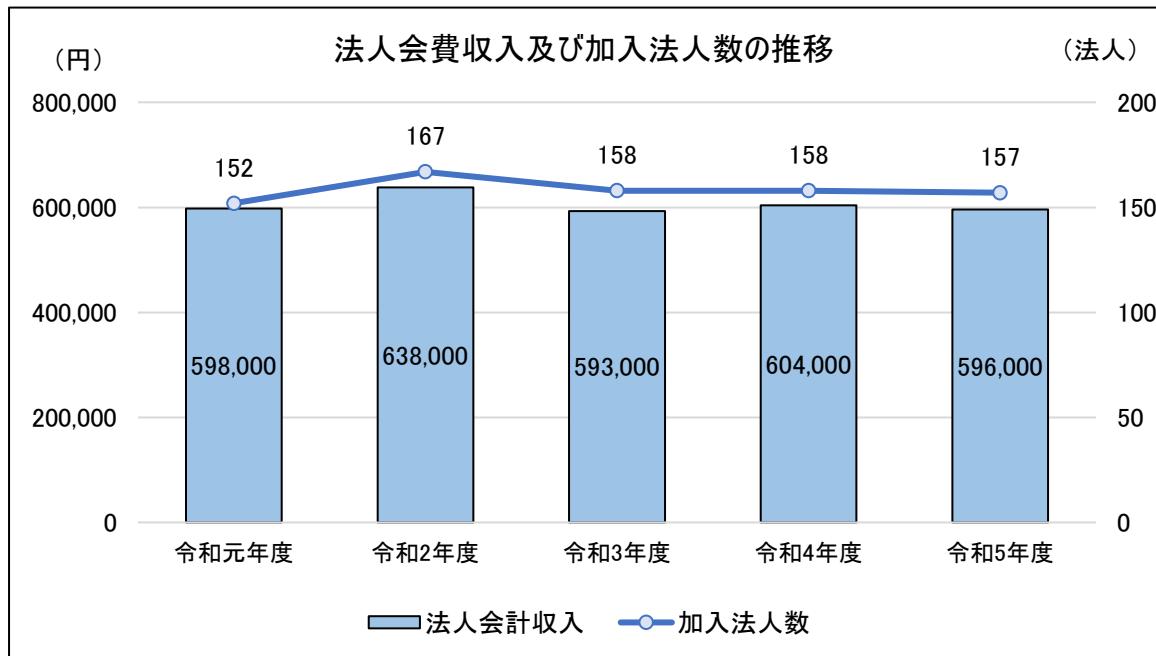
地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平均
瑞浪支部	2,111,500	2,133,000	2,088,000	2,103,500	2,130,500	2,113,300
土岐支部	1,594,000	1,579,000	1,553,500	1,588,000	1,553,000	1,573,500
明世支部	437,000	446,000	435,000	432,500	422,500	434,600
稻津支部	1,216,000	1,208,000	1,159,000	1,122,500	1,147,500	1,170,600
陶支部	841,000	856,500	839,500	798,600	821,500	831,420
釜戸支部	829,000	793,500	785,500	761,500	784,000	790,700
大湫支部	123,000	122,000	119,000	117,000	119,000	120,000
日吉支部	682,500	672,500	589,000	646,000	635,000	645,000
計	7,834,000	7,810,500	7,568,500	7,569,600	7,613,000	7,679,120

※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

(2) 法人会費の状況

市内法人事業所の会費収入及び加入法人数は下表の通り概ね横ばいに推移しています。



※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

(3) 社協支部交付金の推移

社協支部交付金は、各年の地区別会費（一般会費及び法人会費）納入実績の 40%に均等割 50,000 円を上乗せした金額が翌年に交付されています。

地区名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
瑞浪支部	990,000	963,000	995,000	967,000	978,000
土岐支部	704,000	738,000	732,000	719,000	727,000
明世支部	235,000	238,000	238,000	238,000	239,000
稻津支部	555,000	563,000	559,000	538,000	525,000
陶支部	392,000	418,000	419,000	416,000	401,000
釜戸支部	410,000	408,000	390,000	384,000	372,000
大湫支部	110,000	106,000	105,000	104,000	102,000
日吉支部	338,000	336,000	338,000	297,000	324,000
合計	3,734,000	3,770,000	3,776,000	3,663,000	3,668,000

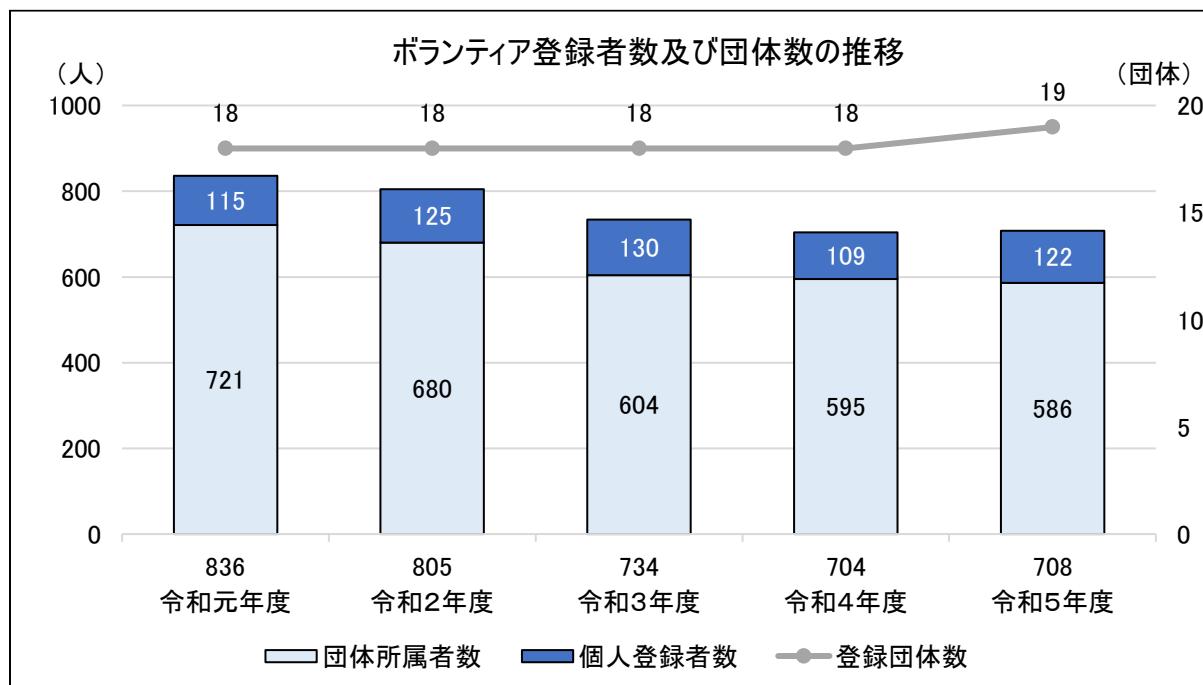
※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

3. ボランティア活動者・ふれあいきいきサロンの状況

(1) ボランティア活動者の状況

社会福祉協議会へのボランティア登録者数及び団体数の推移をみると、登録ボランティア団体数はほぼ横ばいですが、団体に所属する人の数は減少しています。一方で、個人としてのボランティア登録者数は令和4年度に一時的に減少したものの、全体的には微増傾向と言えます。



※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

(2) ふれあいきいきサロンの開設数

ふれあい・いきいきサロンは、歩いて行ける集会所や公民館に地域住民が定期的に集まっておしゃべりする場であり、社会福祉協議会が開設を推奨しています。

対象者を特定の人に限定せず、広く地域住民に呼びかけ年間10回以上開催しているサロンには、社会福祉協議会でサロン保険への加入助成や交流会開催などを行っています

定期的に開催されているサロンは、コロナ禍には減少したものの、増加傾向にあります。

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設数	32	30	29	31	36

※各年度末時点

※資料:社会福祉協議会

4. ひとり暮らし高齢者登録者数

瑞浪市の65歳以上のひとり暮らし者数は、年々増加しています。反面、社会福祉協議会へのひとり暮らし高齢者登録数（福祉委員による声掛け訪問登録者数）は年々減少しています。民生委員児童委員も独自で福祉票を作成して見守り声掛け活動をしており、その数は令和6年10月現在で515人となっています。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
瑞浪市 65歳以上ひとり暮らし者数	2,286	2,427	2,510	2,576	2,627
社協登録ひとり暮らし高齢者数 (70歳以上)	583	579	546	527	512

※各年度末時点

資料：高齢福祉課・社会福祉協議会

5. 生活福祉資金貸付事業の利用状況

生活福祉資金貸付事業は、経済的自立と生活意欲の助長促進、在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるようにすることを目的に、必要な資金を貸し付ける事業です。

生活福祉資金貸付事業本則の延べ相談件数は、この5年間で令和4年度が最も多くなっています。

令和2年3月25日からは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、生活に困窮する世帯に向けた特例貸付も申請受付を開始しました。新型コロナ特例貸付の延べ相談件数は、令和2年度が最も多く、コロナ禍が落ち着くにしたがいその件数は減り、令和4年9月30日で申請期間が終了しています。

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本則貸付 延べ相談件数	44	65	37	89	61
本則貸付 貸付実行件数	6	6	2	3	2
新型コロナ特例貸付 延べ相談件数	11	887	546	221	69
新型コロナ特例貸付 貸付実行件数	—	215	109	11	—

※新型コロナ特例貸付申請期間：令和2年3月25日～令和4年9月30日

※各年度末時点

資料：社会福祉協議会

6. 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）の利用状況

福祉サービス利用援助事業は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分ひとりでは福祉サービスの利用契約等に不安のある方に対し、福祉サービス利用手続等の援助を基本とし、日常的な支払いの手続き、大切な書類等の預かりを通して、日常生活をサポートする事業です。

利用者数は20件程度を推移しており、新規相談を含む利用者・各種機関・家族等からの相談は毎年延べ500件以上あります。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	19	19	21	20	15
延べ相談件数	575	518	525	749	631

※各年度末時点

資料：社会福祉協議会

7. 生活困窮者自立支援事業の利用状況

ひきこもりや失業などの理由で経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした事業です。

当事業についての延べ相談件数は増加傾向にあり、令和5年度は575件ですが、そのうち実際に自立支援のためのプランを作成した件数は10件でした。

(件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ相談件数	251	448	380	558	575
プラン作成件数	7	10	8	9	10

※各年度末時点

資料：社会福祉協議会

8. 指定管理施設の利用状況

社会福祉協議会の指定管理施設利用者数についてみると、ほとんどの施設において、コロナ禍となった令和2年度の利用者数が減少し、その後徐々に回復傾向となっています。子ども発達支援センターでは、相談支援事業の利用が著しい増加傾向にあります。

(人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子ども発達支援センター(1か所) 通所支援事業延べ利用児数	2,473	2,379	2,429	2,313	2,475
相談支援事業 一般相談延べ利用者数	452	416	512	404	397
計画作成・モニタリング延べ件数	222	272	258	302	373
児童館(4か所) 延べ利用者数	78,835	29,158	24,061	34,055	49,194
生きがい対応型デイサービスセンター(2か所) 延べ利用者数	2,641	1,892	1,769	1,873	2,070
障害者デイサービス(1か所) 延べ通所者数	809	594	529	479	489
老人憩いの家(3か所) 延べ利用者数	9,441	3,811	4,792	5,814	6,907
市民福祉センター 延べ利用者数	46,323	22,331	31,623	42,289	54,306

※各年度末時点

資料：社会福祉協議会

第3節 調査等からみる現況と課題

1. 市民アンケート調査結果から見えてくる課題やニーズ

(1) 社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会の認知度は、全体で 67.4%です。年齢により認知度に差があり、最も認知度が高いのは 60 歳代で 85.1%、最も認知度が低いのは 18 歳～29 歳で 28.1%となっています。

社会福祉協議会の利用状況をみると、全体で 24.3%であり、最も利用度が高い 60 歳代で 37.2%です。どのようなことで利用したかという内容では、「社会福祉協議会の主催事業に參加した」という割合が高い反面、社会福祉協議会に期待することでは、「介護が必要な高齢者や家族への支援や、福祉に関する総合的な相談や支援」の割合が高い結果となっています。生活課題を抱えた方の暮らしを支えるよう丁寧な個別支援を進めつつ、地域づくりを一体的に展開していく事業を検討し、地域福祉を担う団体としての信頼を高めながら、さらに認知度を上げていくことが必要であると考えられます。

(2) 地域で活躍する福祉ボランティア活動について

18 歳以上の市民では、「福祉ボランティア活動をしたことがある」人が 28.2%です。ただし、「興味があるが参加する機会がない」人も 32.2%で、今後の働きかけにより、ボランティア活動に参加される人が増加する可能性もあるといえます。

どのような条件や環境であれば福祉ボランティア活動をしたいかという質問には、「時間的に余裕がある」という人が 59.4%、「一緒に参加する仲間がいる」という人が 32.4%で、上位の答えになっています。ボランティア活動への参加促進には、個人の時間的余裕も重要なものの、仲間と一緒に参加ができる、高齢者でも気軽に参加できる、など多彩な内容と機会の提示が求められていると考えられます。

一方で、中学生はここ 1 年以内に 51.3%がボランティア活動に参加した経験があり、その内容は「地域の清掃などの環境保護に関わる活動」が 68.1%、「まつりやイベントの手伝い」が 51.3%で上位となっています。

「活動したことはないが今後活動したい」と答えた中学生（23.4%）が参加したいボランティア活動は、「まつりやイベント手伝い」が 68.8%で 1 位となっています。

次世代のボランティア活動への参加促進にむけ、楽しく気軽に参加できる内容を提示していくとともに、地域の様々な年齢層の人たちと交流できる機会を作り、地域への愛着心を育てていくことが地域づくりにおいて必要ではないかと考えます。

(3) 地域の見守り活動推進と関係者の連携について

民生委員児童委員の認知度は約 9 割（89.8%）あるものの、民生委員と児童委員を分けて考えると、児童委員の認知度は約 5 割（48.2%）に下がります。また、具体的に誰が自分の地域の民生委員児童委員を担っているのかについての認知度は低く、「名前も顔も知らない」人が 59.6%です。特に、30 歳未満の若い世代における地域の民生委員児童委員の認知度は 3.1%と低い結果となっています。

民生委員児童委員に期待する対応は年齢によって異なるものの、身近な相談の入り口としての役割への期待が大きく、「すばやい対応や専門家への橋渡し」「じっくり親身に相談に乗ってくれる」ことが上位となっています。特に80歳以上の高齢者では、「じっくり親身に相談に乗ってくれる」ことが42.4%を占めており、身近なところで親身に相談に乗ってくれる人の存在は心強いのではないかと考えられます。

福祉委員の認知度は民生委員児童委員の認知度より低く、49.6%です。また、地域の福祉委員を誰が担っているのかについての認知度も低く、「名前も顔も知らない」人が77.7%にのぼっています。

福祉委員に期待する対応は、民生委員児童委員と同じ傾向を示しており、年齢による差はありますが、身近な相談の入り口としての役割を期待されていることが分かります。

現在取り組んでいる、毎月のひとり暮らし高齢者への訪問活動や地域での見守り事業が継続できるような支援を続けつつ、福祉委員の認知度を高めることが必要と思われます。

地域福祉活動を推進するには、民生委員児童委員や福祉委員をはじめとした地域の福祉関係者とつながり、地域での困りごと等の情報をはじめ広く地域住民のニーズを把握し、ニーズに応じた活動・事業を進めることが重要です。また、その過程で地域の関係者がつながることを支援し、見守り支え合う地域のしくみづくりを進める必要があるといえます。

2. 関係機関へのアンケート調査及びヒアリング調査から見えてくる課題やニーズ

(1) 現在の活動における課題

- ◆活動を担う人材・マンパワー・・・・・・・・・・・・・・・9団体（14団体中、以下同様）
- ◆構成員の高齢化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7団体
- ◆活動の財源確保・・・・・・・・・・・・・・・5団体
- ◆居場所づくり・活動拠点・施設の整備・・・・・・・3団体
- ◆情報・他団体と連携・ネットワーク・・・・・・・2団体
- ◆リーダーの育成・・・・・・・・・・・・・・・2団体

現在の活動における課題として、「活動を担う人材・マンパワー」、「構成員の高齢化」が課題と回答している団体・機関が半数以上あり、「リーダーの育成」も含めて、担い手（人材）の確保が課題と捉えている団体・機関が多いことがわかります。「活動の財源確保」、「居場所づくり・活動拠点・施設の整備」など資源に関する課題も抱えているようです。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：学童クラブは、理解されにくい仕事であるのか、保育料が高いという意見をよく聞きます。保護者会が母体ではありますが、現場の支援員が命を預かる仕事として日々頑張っていることも理解いただけだと救われます。
- ・【瑞浪市長寿クラブ】：高齢化が進むなかで活動の充実には財源確保が必要だが、財源の確保が難しく苦慮している。
- ・【瑞浪市民生委員児童委員協議会】：少子高齢化の中での活動維持が難しい。引き受けてくれる人が中々いないなか、活動内容の大変さなどの実態をどう伝えるかが課題。見守りの情報共有について、個人情報の共有の問題がある。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：活動に必要な情報も個人情報として教えてもらえない。コミュニティセンター（地域活動の拠点となる場所）がない地区は、不便。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：ボランティア活動者もボランティア依頼者も高齢化が進み、新たなボランティア依頼者が増えていない。ボランティア活動内容の変更も必要といえる状況。

(2) 他団体・機関等との連携を進めるうえでの課題

- ◆日ごろの交流がない（互いの顔が見えない）ので連携しにくい・・・・・・7団体
- ◆縦割り行政の壁があるので連携しにくい・・・・・・・・・・・・7団体
- ◆取組に対する価値観や温度差等が異なるので連携しにくい・・・・・・6団体
- ◆組織間における個人情報の共有が難しいので連携しにくい・・・・・・4団体
- ◆連携先がわからない（情報不足）・・・・・・・・・・・・3団体

アンケートやヒアリングからは、同じ支援分野の他団体・機関等との連携だけでなく、例えば、子育て支援分野でも青年育成・支援、高齢者支援、障がい者支援、消防・防災・災害支援、健康づくり・医療など幅広い他分野・団体・機関との連携が求められています。

そういう連携を進めるうえでの課題や困難なこととして、半数が「日ごろの交流がない」、「縦割り行政の壁がある」と回答しています。それぞれの団体・機関において、具体的に連携を希望する団体・機関名が挙がっており、まずは相互の交流の機会を設け意見交換等を行う場を設置することで、連携・協力体制を進めることができると考えます。

また、個人情報は慎重に扱わなければならない守秘義務があるため、他団体・機関との共有が難しく、専門機関との連携が難しいケースもあるようです。個人情報を得る時に、予め限定された関係団体・機関との共有が可能かどうかについて、ご本人の確認・許可を行うなどの運営上の工夫も必要と考えられます。

なお、自由回答として、以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：ボランティア団体の情報がほしい。発達に支援を必要としている児童もいるため、放課後デイサービスや発達支援センターとの情報交流ができるとありがたい。専門機関と連携していき、助言をいただきたい。
- ・【瑞浪市北部地域包括支援センター】：行政とより一層一緒に活動していきたい。立場の違いもあるので、もっと相互の意見交流の機会を持ちたい。
- ・【瑞浪市民生委員・児童委員協議会】：福祉委員との連携・協力が必要だが、それが難しい地域もある。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：福祉委員活動・支部活動への理解がなかなか得られず、福祉委員の選任が難しい地域がある。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：民生委員との連携が必要。

(3) 福祉のまちづくりに向けての意見・要望

福祉のまちづくりに向けて、関係団体同士で情報共有が必要となります。個人情報保護の観点から、十分に情報共有することができない（難しい）ことが課題として挙げられています。また、障がい者支援について、支援場所の充実や専門家の配置を求める声がありました。

自由回答として以下が挙げられています（一部抜粋）。

- ・【学童クラブ】：共働き世帯が多くなった昨今、学童保育が重要な施設となっていました。子どもをただ預かる施設というのではなく、地域や市の子育ての枠組みの中にしっかり認識していただき、住みやすいまちづくりにつながるのを望んでいます。
- ・【瑞浪市民生委員児童委員協議会】：見守りを進めるには情報共有をする必要があると思うが、個人情報保護の問題があつてうまく進まない。
- ・【社会福祉協議会支部連絡協議会】：コミュニティセンター（地域活動の拠点となる場所）が無い地域は不便。人口が減り高齢化が進み、子どもも少なくなっている。定年延長に伴い人材が不足している。今までやっていたことをそのままとか新しい仕事を増やすのではなく、現状でできる事を考えていくしかない。8支部の中には、区長会やまちづくりの組織と一体になった運営をできている支部もある。そうなっていくと良い。
- ・【瑞浪市ボランティア連絡協議会】：「ボランティアは時間がある暇な人」、「ボランティアは大変そう」などボランティアへの固定観念があるが、もっと気軽に参加できる場や仕組みがあると良い。ボランティア活動上の課題や希望する支援について相談したいときに、行政も社協も担当者が個々のボランティア活動の状況を知らないため、説明に時間がかかる事や、話がかみ合わないことがある。個々のボランティア・グループの思いや現状ももっと詳細に知って欲しい。「ひきこもり」の人など調査などで分かった、困っている人の数などは知らせて、今どんなボランティア活動が必要なのか伝えてほしい。
- ・【瑞浪市子ども発達支援センターぽけっと親の会】：市内の放課後デイサービス事業所が少なく、土岐市など市外の事業所を利用しているが、遠方の送迎を断られる場合がある。いざという時に頼れる日中一時支援の事業所が現在市内に無い。また市内の相談事業所もぽけっとしかなく、大人対象の事業所は無い。支援学校に通う子の親の方が福祉サービスに関する情報が得やすい。支援学級に通う子の保護者へも細やかな情報をもらえるようになると良い。市内に聴覚学校がないが、東濃でも聴覚障害のある人が専門的支援を受けられるとよい。個別相談できる言語聴覚士や心理士の配置やリハビリ施設もほしい。

3. 福祉懇談会（ワークショップ）から見えてくる課題やニーズ

（1）住民の孤立化防止について

【困っていること】

- ・行政や社協・福祉委員・民生委員児童委員との情報連携が不足している。個人情報保護法により、個人の住所・電話番号などを知ることが難しい。行政から地域住民の状況把握を促される一方で、個人情報保護の理由で行政側からは住民情報を全く教えてもらはず、区長・民生委員児童委員・福祉委員・まちづくり等が独自の情報で動いている。
- ・地域によって意識の格差があり、特にコロナ禍を経て、イベントなど地域の活動が少なくなってきている現状もある。また自治会加入率も地域によって差があり、自治会未加入者は孤立しているかどうかも分からぬし、そもそも隣近所の付き合いを拒否している人、会費を払いたくない人もいる。
- ・独居者の孤立化が懸念される。例えば高齢者をふれあいサロンに招待しても出たがらず、なかなか参加に繋がらない。一人で過ごす方が良い、集まりそのものに足が向かない、という人も多い。

【目指すべき姿】

- ・区長・民生委員児童委員・福祉委員など地域関係者が連携し情報共有できると良い。正確な情報が必要。
- ・地域の世代間での交流の活発化が望ましい。子どもたちが喜んで参加できるような地域行事を開催し、そこにいる大人がつながっていくとつながりの輪が広がりやすいのではないか。一方で、まとめ役の負担も大きい。
- ・ふれあいいきいきサロンをもっと活用する。そのためには、より多くの人にその存在や重要性を知ってもらうことと、またちょっと歩いて行けるところへのサロンの設置が望ましい。
- ・自治会に加入せず近所付き合いを望まない人は、行政で対応してほしい。
- ・大きな区になると人数も多いので、班単位で対応してはどうか。
- ・地域での福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで情報を共有しながら、様々な層や形での福祉情報提供を行うことで孤立化防止をしていくはどうか。

【住民主体でできること】

- ・地域の福祉団体との懇談会を頻繁に開催することで、それぞれの情報を合わせて話をしていき課題を出して解決していく。
- ・地域住民のなかでの組織、子ども会なども巻き込みながら進めていきたい。
- ・役員の連帯、地域の組織を再度見直しながら強化していく。
- ・男性が集まりにくいため、参加促進のための仲間づくりを推進してはどうか。
- ・地域住民が交流できる行事の復活を図る。

(2) 地域の見守り体制について

【困っていること】

- ・近所で詐欺などの事案があった際、警察に聞いてもどういう経緯があったか詳細な情報が開示されないため、住民に注意喚起をすることができない。
- ・自治会の行事や会議、友人・身内の集まりなどが減少してしまっている。見守りどころか、自分達も高齢化していて人数が少なくなっていることが現状。
- ・役員に予算をつけずほとんどをボランティアで担っている。

【目指すべき姿】

- ・簡単に見守りができるような仕組みがほしい。地区の見守りには、防犯カメラを設置していくのも一つの方法なのではないか。
- ・個人情報保護法により役所や警察からの情報の開示が難しいのはわかるが、必要な所に必要な情報は開示されるべきではないか。
- ・活動が減少している中でも、集まりやサロンを行っている方もいる。できるだけ役員の負担を少なくしていき、集まりを増やしていきたい。
- ・これからは地域の役員にも予算を考慮していくべきではないか。

【住民主体できること】

- ・今後もイベントなどの集まりを増やしていきたいが、そこに近所の人たちをどう誘うかが課題。それでもできるだけ周りで声掛けをして集まりへの参加を促していく。

(3) 地域活動の担い手の育成について

【困っていること】

- ・団塊ジュニア世代などの若手人材が流出し、人材不足。町に若い人が少なく、過疎化が進んでいる。
- ・地域の活動に興味をもってもらえず、地域のつながりが薄くなっている。世代間のつながりも少ない。
- ・地域の役は男性が務めることが通例になっており、女性の参加が少ない。
- ・民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会支部、宅老所などの会議等の依頼が多すぎる。役割が多くるので次の人にどう渡せばいいのか苦慮している。役割の減らし方がわからない。何をどこまでやればいいのか…
- ・役を担う人材が固定化してしまっている。兼務も多い。上の人からやれと言われると断れず、自主性のある人が少ない。
- ・各団体同士の横との繋がりがなく、話し合う場がないため、活動内容の情報が共有できず、役割が重複していてもわからず、整理ができない。
- ・高齢者は多いが、長寿クラブの会員は集まらない。また、高齢者世帯の自治会からの脱退が増加している。高齢者にとってIT化への対応は難しい。
- ・陶の3区（猿爪・水上・大川）合同で行事をしたくても、水上と大川は神事がある関係で一緒に行うのが難しい。また陶は交通費がかかる。
- ・日吉町では、人数が少ないため学童が成立していない。母親達が一生懸命に組織を作っているが、リーダーが長く続けていけるかが課題。

【目指すべき姿】

- ・役割を減らすことを目的とした会議を行い、やるべきことの合理化をはかる。
- ・女性にアプローチできる方法を探る（スポーツ大会やご飯会など、楽しく交流できる機会を通じて）。
- ・将来的には女性が区長・組長がしても良いのではないか。女性も複数名でなら活動がしやすくなり、加入にも繋がるのではないか。
- ・将来的には市からの公的なコーディネーターの派遣、あるいは経済的な支援をしていかないと長続きしないのではないか。例えば、民生委員児童委員を区の役員と位置付けるようにし、手当を支給するなど。
- ・働く場所の確保によるまちの活性化。それによる移住者の増加。
- ・手続きの簡略化。誰でも使いやすく生活がしやすいシステムが構築されるとありがたい。

【住民主体でできること】

- ・地域内の団体同士で連携を図った上で、役割の分担をする。役割をただ単に廃止・縮小していくのではなく、団体同士で話し合いを重ねて整理・精査していく。
- ・役員交代のローテーションを確立していく。
- ・若い年代同士で交流できる機会をつくり、そこからつながりを作っていく。夫婦で参加することにより妻同士のつながりもできるため、女性への参画を促すきっかけになる。
- ・今回のような懇談会をまたできるようにする（色々な人の話を聞く。聞いてみないと何もわからない）。
- ・区長会、民生委員児童委員協議会、まちづくり、社会福祉協議会支部とで食事等と一緒にしながらしゃべることができる機会をつくる。コロナ禍以降そういう場がなくなっているので、会議ではなく楽しみながらつながりを作るために、各団体との交流の場を設ける。

第4節 第4期地域福祉活動計画の推進状況の評価

1. 第4期活動計画の概要

前計画である第4期活動計画では、基本理念『共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり』のもと、4つの基本目標を設定しました。

【第4期活動計画の基本目標】

- 基本目標1 「おたがいさま」のこころで 見守り支え合う地域づくり
- 基本目標2 「おたがいさま」のこころで 地域福祉活動に参加する人づくり
- 基本目標3 「おたがいさま」のこころで 顔見知りを増やす居場所づくり
- 基本目標4 「おたがいさま」のこころで ともに活動するための体制づくり

また、これらの基本目標を達成するために、さらに14の基本計画・23の実施計画・70の取り組みを設定し、令和2年度から令和6年度までの5年間、地域福祉活動を推進してまいりました。

2. 第4期活動計画の評価

令和7年度から始まる新たな計画（第5期計画）の策定に先立ち、下記の達成度基準表をもとに、各担当部署の職員により第4期活動計画の事業評価を実施しました。

総合的評価と考察は、各部署からの事業評価と指定管理事業報告書をもとに、社会福祉協議会基本要綱や市区町村社協経営指針等を参考に、基本計画ごとにまとめました。

◆達成度基準表◆

達成度	評価基準
A	計画通り実施し、期待以上の効果があった。
B	計画通り実施し、効果があり利用者が増加した。または、参加者が満足できた。
C	計画通り実施したが、効果が表れなかった。
D	実施したが、計画通りの実施ではなかった。
E	実施していない

(1) 基本目標 1 「おたがいさま」のこころで 見守り支え合う地域づくり

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(1) 支部活動の推進	①支部の体制強化と事業の充実	1, 支部が中心となり、ひとり暮らし高齢者対象事業「ひなたぼっこつどい」を継続的に開催する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市内 8 地区に、それぞれ社会福祉協議会支部（以下 社協支部）が設置されています。社協支部は、小地域に配置されている福祉委員を中心組織され、地域の実態に応じた見守り活動に取り組まれています ・支部役員と社協事務局の意見交換会を第4期計画策定時より頻度を上げ、R4年度から毎年開催にしたことで支部の実情把握が進みました。
		2, 各支部の活動について、直接的に情報交換できる支部連絡協議会を定期的に開催する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・但し、コロナ禍を経て、中止した事業の再開が困難になっている、支部構成員の高齢化や担い手が不足している、などの課題もあります。現状でできる福祉活動を慎重に考え、支援する必要があります。
		3, 支部活動の取り組みについての意見交換を実施する。	地域福祉係	A	
		4, 自立した支部活動に向けて支援する。	地域福祉係	B	
(2) 見守り活動の推進	②ひとり暮らし高齢者の見守り	5、「ひとり暮らし高齢者個人情報提供同意書」の提出を勧め、見守り活動を推進する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員によるひとり暮らし高齢者への声掛け訪問は、重要な見守り活動といえます。 ・R4年度から新規事業として、市内社会福祉法人の連携会議を開催しています。社会福祉法人の地域における公益的な取り組みが求められる中で、見守りや支え合いの地域づくりについて連携・協働した事業実施を進めます。
		6, 機関紙「ひなたぼっこ」を配付し、見守り活動の強化を図る。	地域福祉係	B	
(3) 住民自身が主役となり、安心安全に暮らせる地域づくりの推進	③高齢者が参加できる活動を支援し、介護予防となる活動の支援	7, ふれあいいきいきサロンの充実を図る。	地域福祉係	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいいきいきサロン」は、自宅から気軽に出てかけ、地域の人と自由に交流できる場です。見守りと介護予防の効果があり、その推進に取り組んできました。 ・コロナ禍にサロンの多くが休止され、再開が難しいサロンもましたが、その効果を伝えながら支援を続けたところ、月1回以上定期開催すると事務局登録されたサロンは、第4期活動計画開始時の令和2年30か所から令和6年37か所へと増えました。
		8, 高齢者と児童館との交流事業を実施する。	児童館	B	
		9, 高齢者の自主活動の場を提供する。	地域福祉係	B	
		10, 地域包括支援センターにおいて、介護予防事業を実施する。	地域包括支援センター	B	
	④地域の自主性を発揮した活動の実施	11, 支部と学校・幼稚園等が連携した世代間交流事業を実施する。	地域福祉係	B	
		12, 自治会、民生委員児童委員、福祉委員等で地域の福祉課題を共有し、連携を強化するための懇談会などを開催する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々が中心となり、世代をこえ交流できる事業を実施することは、互いに顔の見える関係をつくるとともに、自分たちの暮らす地域への気づき、地域づくりを自分ごととして捉えられることにつながります。見守り支え合う地域づくりのために重要な取り組みとして、今後も開催支援等を続けていきます。
	⑤社会福祉大会の開催	13, 社会福祉大会を開催し、福祉分野での功労者を表彰する。	総務係	C	

(2) 基本目標2 「おたがいさま」のこころで 地域福祉活動に参加する人づくり

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(4)ボランティアの育成と支援	⑥ボランティアの育成	14, 気軽に参加できる入門講座を開催する。	地域福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動では、活動者の高齢化及び後継者不足により、活動維持が困難となってきた団体があるなどの課題があります。 ・反面、入門講座等を実施しても参加申込者が少ないという現状があります。定年延長により現役の方の割合が増え続けているなどの状況の中で、多様な人がボランティア活動に参加できるような方法や、ニーズに合ったメニュー開発も必要といえます。 ・活動費の助成や資材の貸し出しなどのサポートを続けつつ、様々な方法でボランティア活動に関する広報や啓発を行っていきます。
		15, 既存のボランティアがスキルアップできる講座を開催する。	地域福祉係	C	
	⑦ボランティア支援及び活動の活性化	16, ボランティア団体への活動費助成、活動の場の創出、資材の貸出等の支援を実施する。	地域福祉係	B	
		17, ボランティアセンターに必要な備品等を整備する。	地域福祉係	B	
		18, ボランティア連絡協議会の定期開催、組織力強化への支援を実施する。	地域福祉係	B	
(5)福祉教育の充実	⑧教職員、生徒児童が福祉に関心と理解を深める事業の開催	19, 福祉協力校連絡協議会を定期開催し、教育現場での福祉教育に関する情報交換を実施する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への出前講座や、夏休み等休日に講座を実施することは、若い年齢のうちから福祉に関して関心や理解を深める機会となっています。 ・学習したことが一過性のものならず、興味関心を持ち続け、その後のボランティア活動につながる内容を考えていくことも重要です。 ・学校・一般を含め、今後より多くの出前講座等を実施することで地域福祉活動へ理解が広げられるよう、関係者へ呼びかけの継続及び社協で提供できるメニューの情報提供等をしていきます。
		20, 子どもたちの福祉への関心を深めるため、福祉学習出前講座を実施する。	地域福祉係	B	
		21, 夏休みを活用し、ボランティア体験ができる機会を提供する。	地域福祉係	A	
	⑨福祉活動への理解・参加を促す事業の開催	22, 親子で参加できる福祉講座を実施する。	地域福祉係	B	
		23, 地域活動への参加を促すため、一般に向けた出前講座を実施する。	地域福祉係	A	
		24, 認知症、障害等への理解を深めてもらうための事業を実施する。	地域福祉係	B	
(6)小地域福祉活動の担い手育成	⑩小地域で福祉活動を主体的実践できる人材の育成	25, 福祉委員研修会を開催する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉委員による見守りや、小地域でのふれあいきいきサロンの実施は、住み慣れた場所で安心して生活し続けられるために重要な地域活動のひとつです。 ・見守り活動等に対しての考え方が福祉委員によって異なるため、引き続き活動の必要性を研修等で伝えています。
		26, ふれあいきいきサロン運営者の研修会を開催する。	地域福祉係	A	

(3) 基本目標3 「おたがいさま」のこころで 顔見知りを増やす居場所づくり

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(7) 在宅高齢者、介護者、障がい児・者等の居場所づくり	⑪ひきこもりを防止する事業の開催	27, ふれあいいきいきサロン交流会を実施する。	地域福祉係	A	・地域で健やかに暮らし続けられるための要素として、自宅から出かけられる場所があり、かつ他者と関わりを持ち続けられる機会の確保が挙げられます。
		28, ひきこもりなど、社会との関係が希薄となつていても気兼ねなく足を運べる場を提供する。	地域福祉係	C	・地域福祉係では、居場所づくりに取り組んできました。引きこもりや障害のある方でコミュニケーションを苦手とする方を対象としているため、実績を数字としてあらわすことは難しく評価が下がりやすいですが、必要な取り組みと考え継続していきたいと考えています。
		29, 障がい者も集えるサロンを実施する。	地域福祉係	B	
		30, 介護者のリフレッシュ事業、介護負担を軽減することができる技術を学ぶ場を提供する。	地域福祉係	C	
(8) 幅広い年齢層が参加できる事業の開催	⑫誰もが参加できる事業の開催	31, 福祉講演会を開催する。	地域福祉係	B	・住民全般を対象にした福祉講演会・福祉映画会・福祉まつり等を開催し、多くの方に福祉に関心を高めていただく機会としてきました。
		32, 福祉映画会を開催する。	地域福祉係	B	・市民アンケート結果では「社会福祉協議会に期待すること」の第1位が「介護が必要な高齢者や家族への支援」46.7%、第2位「福祉に関する総合的な相談・援助」33.1%で、「幅広い世代が参加できる事業の開催」は10位 11.5%でした。生活に密着する具体的な支援を望まれる住民のニーズ変化に応じ、社協の取り組むべき地域課題は何か、社協はどのような役割を果たすのかを議論し、事業を整理し実施する必要があると言えます。
		33, みずなみ福祉まつりを開催する。	地域福祉係	B	・障がい児・者を対象とした事業については、年々参加者が減少しています。平日の日中は通学や就労をしていることもあり、事業のあり方を再考し、状況に合わせて実施していく必要があります。
	⑬各種事業の開催	34, 幅広い年齢層が参加できる事業を開催する。	地域福祉係	B	
		35, 障がい者を対象としたバリアフリー旅行を開催する。	地域福祉係	C	
		36, 障害について理解を深める事業を実施する。	地域福祉係	D	

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(9)子育て支援の充実	⑯児童館における子育て支援の実施	37, 未就園児に対し、遊び場の提供・親子教室を実施する。	児童館・児童センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援では、児童館と発達支援センターぽけっとが主な担当部署となっています。 児童館の年間利用者数は、令和元年度 78,835 名でしたが、R5 年度 49,194 名に減少しています。コロナ禍で大きく減少した利用者数は、R5 年に人数や時間などの制限を緩和し、回復の兆しを見せていました。しかし中高校生の利用は年々減少しており、少子化の影響も受け完全な回復には至っていません。事業を見直し来館促進に取り組みます。 子ども発達支援センターの相談支援事業である計画相談は、利用者数が事業開始時の H25 年度 78 名、第 4 期計画開始時の令和元年度 100 名、R5 年度 147 名と年々増えており、瑞浪市での需要の高さが伺えます。
		38, 集団・個別で遊びを提供し、児童の健全育成を図る。	児童館・児童センター	B	
		39, 移動児童館を実施する。	児童館・児童センター	B	
		40, 母親クラブの支援をはじめ、親への相談機能の充実を図る。	児童館・児童センター	B	
		41, 中高生の居場所づくり事業を実施する。	児童館・児童センター	C	
	⑰子ども発達支援センターにおける子育て支援の実施	42, 乳幼児対象の「個別療育」を中心とした「児童発達支援事業」を実施する。	子ども発達支援センター	B	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援事業は、指導員が対象児の保育所で支援する事業です。現在は、定期的にぽけっとでの個別療育と、園訪問で担当保育士と情報共有等を行うことで対応できており、対象児はいません。 R3 年度からの新規事業として、ひとり親家庭等学習支援事業を開始しました。学習習慣の定着や生活習慣の習得を支援するこの事業は、地域の新しい生活課題に対応する事業と言え、継続的に取り組んでいく必要があると考えています。
		43, 学齢児対象の「グループ支援」を中心とした「放課後等デイサービス事業」を実施する。	子ども発達支援センター	B	
		44, 児童対象に、子育てや発達に関しての「相談支援事業」を実施し、また、相談しやすい環境を整備する。	子ども発達支援センター	B	
		45, 各関係機関及び児童を対象に「訪問支援」を中心とした「保育所等訪問支援事業」を実施する。	子ども発達支援センター	E	
		46, 「親の会」とともに、学習会や行事等の「保護者・家族支援」を実施する。	子ども発達支援センター	B	

(4) 基本目標4 「おたがいさま」のこころで ともに活動するための体制づくり

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(10) 地域福祉活動計画の推進と評価	⑯活動計画の進捗状況のチェック	47, 専門部会の中で事業評価を実施し、次期計画に活かす。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画の進捗状況は、毎年各部署で実施事業を評価し、専門部会で報告し、より良い事業実施に向けて取り組んでいます。但し、職員全体で情報を共有していく機会は少なかったため、今後は取り組み全体を見渡し連携事業や横断的取り組みでの支援等を進めていく新たな体制づくりも必要ではないかと考えています。
		48, 職員による事業評価を実施し、次期の事業に活かす。	地域福祉係	D	
(11) 財源の確保	⑰自主財源の確保	49, 会費の協力を得るため、市民に会費の使途をわかりやすく伝える。	総務係	C	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉を推進する事業や、社協支部の運営において、社協会費ならびに共同募金配分金は重要な財源となっています。 ・会費の使途や目的について丁寧に情報提供して加入への理解を促すとともに、分かりやすい加入方法の検討も必要です。 ・社協全体で、日々実施している事業を分かりやすく、かつ広く周知できるような取り組みを引き続き行つていきます。
		50, 共同募金運動の理解を得るPR活動を積極的に実施する。	地域福祉係	B	
		51, 介護サービス事業の経営を安定させるため、利用者拡大に努める。	介護保険事業所	C	
	⑯補助金・受託金の確保・各種助成金の活用	52, 指定管理者・受託事業者として、適切な事業実施や運営管理を行うとともに社協の独自性を行政にアピールする。	総務係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の役割・強みなどを多くの方に理解いただき、サービス利用者の拡大につなぎます。また、法改正や報酬改定などの変化に対応し、安定した経営を心がけます。
		53, 各種財団等が実施する助成金を活用し、社協事業の財源とする。	総務係	B	

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(12)事業実施の体制整備	⑯介護保険事業所の運営	54, 利用者のニーズに応えられるよう、サービス体制の充実を図る。	介護保険事業所	B	<ul style="list-style-type: none"> 瑞浪市社協では、高齢者・障がい者・児童・ボランティア・生活困窮者等、さまざまな方を対象とした事業を実施しています。 実施事業では、社協が直営しているもの、行政から指定管理を受けて実施しているものなど、形態が異なる部分がありますが、いずれにおいてもアンケートを実施して利用者のニーズに応じた事業実施に努めてきました。地域でできる限り暮らし続けられるよう、必要に応じサービスを工夫して柔軟に対応するよう努めしていく必要があることを考慮し、今後も事業を継続していきます。
		55, 関係機関との連携体制を強化する。	介護保険事業所	B	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業では、社協が直営しているもの、行政から指定管理を受けて実施しているものなど、形態が異なる部分がありますが、いずれにおいてもアンケートを実施して利用者のニーズに応じた事業実施に努めてきました。地域でできる限り暮らし続けられるよう、必要に応じサービスを工夫して柔軟に対応するよう努めしていく必要があることを考慮し、今後も事業を継続していきます。
		56, 利用者のニーズに対応できる人員を確保する。	介護保険事業所	B	<ul style="list-style-type: none"> 実施事業では、社協が直営しているもの、行政から指定管理を受けて実施しているものなど、形態が異なる部分がありますが、いずれにおいてもアンケートを実施して利用者のニーズに応じた事業実施に努めてきました。地域でできる限り暮らし続けられるよう、必要に応じサービスを工夫して柔軟に対応するよう努めしていく必要があることを考慮し、今後も事業を継続していきます。
	⑰指定管理事業所の運営	57, 利用者のニーズに応えられるよう、サービス体制の充実を図る。	《指定管理事業所》 子ども発達支援センター 児童館・児童センター 生きがいデイ 障害者デイ 憩いの家	B	<ul style="list-style-type: none"> 社協内の他部署と連携した支援対応や事業実施が、法人全体の体制整備・安定した運営の継続につながると捉え、日々の業務を行っていく必要があります。 昨今では全国各地で大規模な災害等が発生しており、非常時における対応も今後より一層重要になってきます。社会福祉協議会は災害ボランティアセンター設置を行えるよう、設置運営マニュアルの見直しと訓練は続けてはいますが、今後、平時のつながりが非常時にも役立つという考え方のもとでの取り組みも強化していきたいと考えています。
		58, 関係機関との連携体制を強化する。	《指定管理事業所》 子ども発達支援センター 児童館・児童センター 生きがいデイ 障害者デイ 憩いの家	B	<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア連絡調整会議は、災害発生時に速やかにボランティアを受け入れ調整し復興を進める目的に、市町村が設置し情報共有等を行う会議です。社会福祉協議会も構成員となるべく準備を進めていますが、4期期間中は開催がありませんでした。
		59, 施設同士の情報交換を密にしながら、特徴を生かした事業を実施する。	《指定管理事業所》 子ども発達支援センター 児童館・児童センター 生きがいデイ 障害者デイ 憩いの家	B	
	⑱事務局の体制構築	60, 災害時に対応できるよう、体制の整備・訓練を実施する。	総務係	C	
		61, 瑞浪市と協力して災害ボランティア連絡調整会議を開催する。	総務係 地域福祉係	E	
		62, 緊急時の対応や制度外サービスの一つとして、福祉機器の貸し出しを行う。	総務係	B	
		63, 役職員研修を実施する。	総務係	C	

基本計画	実施計画	取り組み	担当部署等	評価	第4期計画事業の総合的評価と考察
(13) 相談体制の充実	②情報共有し、幅広い相談に対応	64, ボランティア活動に関わる他機関と連携を密にし、ボランティアに関する情報を共有し、幅広い相談に対応する。	地域福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> ・社協には複数の相談窓口がありますが、いずれの窓口においても、相談しやすい窓口整備と、地域住民から寄せられる相談をしっかり受け止め、寄り添い、ともに考え、より良い方向へ進んでいけるよう努めていくことが重要です。
		65, 地域包括支援センターにて、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、総合的な相談に対応する。	地域包括支援センター	B	<ul style="list-style-type: none"> ・社協に寄せられる相談は、複合的な課題を抱えていたり、支援の必要性があってもサービス利用に拒否的など、対応が難しいケースも発生しています。相談内容に応じて社協内で情報共有し、連携した対応をしたり、地域の専門機関へ迅速かつ適切につなぐ等の対応で、他機関との役割分担や連携が今後より一層進むように努めています。
		66, 生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、生活福祉資金貸付制度等を活用し、自立を支援する。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度からの新規事業として、生活困窮者等の自立促進をはかる就労準備支援事業を実施しています。
		67, 心配ごと相談所を運営する。	地域福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりや社協ホームページにより、事業の周知を行うほか、必要に応じ新聞やケーブルテレビなどのメディアを活用しています。 ・記事の内容を音声化し、視覚に障害がある方へも情報が伝えられるよう、引き続き取り組みます。 ・社協活動への理解を広げ地域福祉活動を推進するため、情報を届けたい対象に合わせた多様な媒体の活用も検討します。
(14) 広報活動の充実	③情報の発信	68, 社協だより、ホームページを活用して、社協事業、社協施設の周知に努める。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりや社協ホームページにより、事業の周知を行うほか、必要に応じ新聞やケーブルテレビなどのメディアを活用しています。 ・記事の内容を音声化し、視覚に障害がある方へも情報が伝えられるよう、引き続き取り組みます。 ・社協活動への理解を広げ地域福祉活動を推進するため、情報を届けたい対象に合わせた多様な媒体の活用も検討します。
		69, 音声などによる情報提供に努める。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・記事の内容を音声化し、視覚に障害がある方へも情報が伝えられるよう、引き続き取り組みます。 ・社協活動への理解を広げ地域福祉活動を推進するため、情報を届けたい対象に合わせた多様な媒体の活用も検討します。
		70, 新聞、ケーブルテレビなどを活用し、積極的な情報提供に努める。	地域福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・記事の内容を音声化し、視覚に障害がある方へも情報が伝えられるよう、引き続き取り組みます。 ・社協活動への理解を広げ地域福祉活動を推進するため、情報を届けたい対象に合わせた多様な媒体の活用も検討します。

計画の達成状況としては、A評価もしくはB評価が全体の約75%を占めており、概ね良好な達成状況と考えます。しかし、C・D・E評価といったような、計画どおり実施できなかった取り組みや、実施自体できなかった取り組みもあり、今後改善を図っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大等により、人と人が交流できる機会が長期にわたり制限されていたことが、今回の評価に影響が出ている部分も見受けられます。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念および活動原則

1. 基本理念

共に創る ふれあい 支え合いのまちづくり

第5期地域福祉活動計画は、第4期計画の事業評価を踏まえ、基本的視点は大きく変えないものの、それぞれの取り組みがより進みやすくなるように策定しました。具体的には、基本理念は瑞浪市地域福祉計画と共有したものを継続しつつ、各実施計画とその取り組みについては、施策の方向性に基づいた見直しを行いました。

計画策定の過程で大切にしたのは、市民アンケート・福祉関係団体からのヒアリング・住民懇談会等の場面で多くの市民から寄せられた、地域福祉活動の推進に向けた意見です。

また、社会福祉法の改正の中で、包括的な支援体制を構築するために注目されてきている、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援という3つの視点も考慮し、社会福祉協議会の取り組みが、一体的かつ効果的に実施できることを目指し、以下の活動原則に基づき策定しました。

2. 活動原則

(1) 住民ニーズ基本の原則

地域生活課題や地域社会の動向の把握に努め、住民のニーズに立脚した活動を進めます。

(2) つながりづくりの原則

住民や地域の関係者がつながることを支援し、多様なコミュニティの形成を進めます。

(3) 個別支援と地域づくりの一体的展開の原則

一人ひとりのニーズに寄り添う個別支援と、誰もが生き生きと暮らせる地域づくりを一体的に展開します。

(4) 連携・協働の原則

分野や主体の違いを越えて、多様な個人・団体・機関と対話と協議を重ね、連携・協働します。

(5) 民間性の原則

即応性・柔軟性・創造性を発揮した活動・事業を計画的に進めます。

(6) 専門性の原則

地域福祉を推進する中核的な団体として、これまで地域で培ってきた信頼・知識・技術・経験・関係など、地域福祉推進の専門性を発揮した活動を進めます。

(7) 行政とのパートナーシップの原則

行政との協働と役割分担に基づき、地域福祉推進の両輪として活動を展開します。

第2節 計画の基本的方向

1. 基本目標

(1) 「おたがいさま」のこころで支え合える地域をつくる “しくみづくり”

地域住民が主体的に見守り・支え合いに取り組めるように活動を推進します。また、誰もがボランティア活動に参加できる地域づくりを目指し、年齢などで躊躇することなく気軽に参加できる機会の提供などを進めます。

(2) 「おたがいさま」のこころで誰もが安心し続けられる “くらしづくり”

複雑で複合的な課題を持つ世帯からの相談も増える中で、分野を限定せず広く相談を受けつけ、その内容に応じて他部署・他機関と連携した相談支援体制づくりを進めます。

また、支援にあたっては、そのご本人と家族のニーズをしっかりと受け止め、その人らしい暮らしの実現に向けた支援を進めます。

(3) 「おたがいさま」のこころで誰もが地域参加できる “機会づくり”

「ここに居ていいい」と感じられる居場所をつくる事で、孤立・孤独を防ぐ取り組みを進めます。また一人ひとりの人格と個性が尊重され、役割を持ったり、必要とされる喜びを持てるように支援し、人ととのつながりを持ちながらいきいき暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 「おたがいさま」のこころで安定した法人運営を継続できる “組織づくり”

地域福祉推進の専門性を発揮できるよう、職員の専門性の維持向上を図ります。また、地域福祉に関する情報や、社協が取り組む様々な事業について広報活動等を展開し、多様な団体・機関に地域福祉への理解を促すとともに、地域福祉課題にむけて連携・協働して解決ができるよう進めます。

2. 施策体系

基本理念

～共に創る　ふれあい　支え合いのまちづくり～

基本目標

1. 「おたがいさま」のところで
支え合える地域をつくる“しくみ
づくり”

実施計画

- (1) 住民主体の見守り・支え合い活動の推進
- (2) 誰もがボランティア活動に参加できる地域づくり
- (3) 災害ボランティアセンター設置に備えた体制づくり
- (4) 福祉教育の充実

2. 「おたがいさま」のところで
誰もが安心し続けられる“くらし
づくり”

- (1) 受け止める相談支援体制づくり
- (2) 地域住民のニーズに応える生活支援や介護事業の実施
- (3) 地域包括支援センターを通した高齢者の健康と福祉の包括的支援

3. 「おたがいさま」のところで
誰もが地域参加できる“機会づくり”

- (1) 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり
- (2) 子育て支援事業の充実
- (3) 高齢者の生きがい支援事業の充実
- (4) 障がい者の自立促進事業の充実

4. 「おたがいさま」のところで
安定した法人運営を継続できる
“組織づくり”

- (1) 財源の確保・健全な法人運営の推進
- (2) 各種団体・法人等との連携、協働の促進
- (3) 働きやすい職場環境づくり・スキル向上・職場内連携の推進
- (4) 災害発生等非常時の体制整備
- (5) 地域福祉情報の発信・広報活動
- (6) 地域福祉活動計画の進捗状況確認

基本目標 1 「おたがいさま」のこころで支え合える地域をつくる

“しくみづくり”

実施計画	取り組み	具体的な内容	担当部署
(1) 住民主体の見守り ・支え合い活動の推進	①社協支部連絡協議会の開催	・社協支部の活動について、支部同士が直接情報交換できる社協支部連絡協議会を定期的に開催します。	地域福祉係
	②社協支部の活動支援	・各社協支部の取り組みについて、社協支部と社協事務局の意見交換会を実施します。 ・自立した社協支部活動が継続できるよう、支部事業の進め方についての相談対応や、社協支部交付金・社協支部メニュー事業交付金による財政的な支援をします。 ・一人暮らし高齢者対象事業「ひなたぼっこのつどい」をはじめとした、社協支部を中心となって開催する事業を支援します。	地域福祉係
	③福祉委員の活動支援	・福祉委員がその役割を理解し、日々の活動に繋げられるよう、福祉委員研修会を開催します。 ・福祉委員の活動中の事故に備えたボランティア活動保険の加入を助成します。	地域福祉係
	④福祉委員によるひとり暮らし高齢者声掛け訪問事業の実施	・社協に登録しているひとり暮らし高齢者に対して、福祉委員による訪問を月1回以上実施し、安否確認を行います。	地域福祉係
	⑤福祉関係者懇談会の開催支援	・各地区において、福祉に関係する方々が意見を交わし合える機会を持てるよう支援し、地域の課題を把握するとともに解決に向けた取り組みができる地域づくりを進めます。	地域福祉係
	⑥生活支援体制整備事業の推進	・生活支援コーディネーター会議に参加し、関係者と連携して懇談会や勉強会等を企画し、第2層協議体編成に向けて地域住民の理解を深めていきます。	地域福祉係 地域包括支援センター
	⑦福祉団体等への活動支援	・市内福祉団体の運営支援のため、助成金を交付します。 ・家具の転倒防止・配線診断・防火点検など、各種団体が地域で行う福祉活動に協力します。	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(2) 誰もがボランティア活動に参加できる地域づくり	①ボランティア講座の開催	・ボランティア活動の基礎知識や心構えなどを知り、活動を始めるきっかけとなる講座を実施します。また、既に活動しているボランティア団体や個人ボランティアが、さらなる知識・技術が向上できる講座を実施します。	地域福祉係
	②ボランティア活動者への支援	・各ボランティア団体の運営継続に役立つ情報提供、相談、研修などを支援します。また、活動中の事故に備えたボランティア活動保険の加入や、運営支援の助成金交付などを行います。	地域福祉係
	③ボランティア活動の場の創出	・ボランティアの支援を希望する方、ボランティア活動に参加希望される方それぞれの要望等を把握し、活動を調整します。 ・ボランティア活動に参加希望される方への情報提供と、新たな活動の場の創出も行います。	地域福祉係
	④ボランティア連絡協議会の運営支援	・ボランティア団体同士で組織される、ボランティア連絡協議会が継続的に運営できるよう支援します。	地域福祉係
	⑤ささエール活動ポイント事業の実施	・瑞浪市高齢者安心支えあいポイント制度事業（活動調整・ポイント管理等）を実施します。	地域福祉係
(3) 災害ボランティアセンター設置に備えた体制づくり	①災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	・災害が発生し、災害ボランティアセンターの設置・運営が必要となる際に備え、平時から訓練を実施します。	地域福祉係
	②災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備	・災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、隨時運営マニュアルの整備を進めます。	地域福祉係
	③災害ボランティアセンター備品の整備	・災害発生時、支援活動に必要となる備品（資材）の整備を行います。	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(4) 福祉教育の充実	①小学生・中学生対象の体験講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、保護者と一緒に参加し、親子で福祉への関心を高められるよう「親子ふくし講座」を開催します。 ・中学生を対象に、長期休暇等でボランティア活動等を体験し、福祉への関心を高められる「ボランティア体験講座」を開催します。 	地域福祉係
	②福祉出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉協力校（小学校・中学校・高等学校）、企業等で、福祉に関する学びを支援します。 	地域福祉係
	③福祉協力校事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の小中高校を福祉協力校に指定し、福祉事業等を継続的に実施できるよう、補助金を交付します。 ・各校の福祉教育への取り組みについて情報交換する場として、福祉協力校連絡協議会を開催します。 	地域福祉係

基本目標2 「おたがいさま」のこころで誰もが安心し続けられる

“くらしづくり”

実施計画	取り組み	具体的な内容	担当部署
(1) 受け止める相談支援体制づくり	①日常生活自立支援事業の実施	・認知症・精神障がい・知的障がい等で判断能力が不十分な方に対し、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理を支援します。	地域福祉係
	②生活困窮者自立支援事業の実施	・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、自立相談支援・家計改善支援・就労準備支援等を行います。	地域福祉係
	③生活福祉資金貸付事業の実施	・低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、資金の貸付や相談支援を行い、経済的自立及び安定した生活を送ることができるよう支援します。	地域福祉係
	④心配ごと相談事業の実施	・心配ごと相談所を定期的に開き、日常生活に関するあらゆる相談に対応します。	地域福祉係
	⑤総合的な相談対応	・分野を限定せず、幅広く市民の相談を受け付け、内容に応じて他機関と連携し対応します。	該当事業所
(2) 地域住民のニーズに応える生活支援や介護事業の実施	①通所支援事業の実施	【児童発達支援：幼児(0~6歳)】 【放課後等デイサービス：学齢児(小1~3)】 ・個の発達ニーズに合わせた個別療育支援、社会適応力を養う為の、小集団支援を行います。 【保育所等訪問支援】 ・集団生活への適応力を育てるよう支援します。	子ども発達支援センター
	②保護者支援・親の会活動支援	・子ども発達支援センターを利用する保護者の思いや家庭環境等を考慮しながら、協働療育を行います。 ・保護者同士の繋がりの形成や、子育てに関する学習会、行事計画等、親の会活動を支援します。	子ども発達支援センター
	③行事・体験学習の実施	・総合的発達を保障する為の体験学習を行います。 ・集団適応力や社会性を養う為、季節行事を開催します。	子ども発達支援センター

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(2) 地域住民のニーズに応える生活支援や介護事業の実施	④関係機関との連携	・集団及び個別支援場面を通して、総合的かつ、より効果的な発達支援ができるよう関係機関と連携を図ります。	子ども発達支援センター
	⑤計画相談支援事業の実施	・児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく「指定障害児相談」「指定特定相談」における利用計画を作成します。対象児が、福祉サービスを適切に利用し、安定した生活を送ることができるよう支援します。	子ども発達支援センター
	⑥指定訪問介護事業・指定介護予防訪問事業の実施	・介護保険法の指定を受け、介護が必要な方の心身の特性を踏まえ、その方の有する力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう、事業所内外において連携を図りながら、在宅生活を支援します。	訪問介護事業所
	⑦指定居宅介護事業の実施	・障害者福祉総合支援法の指定を受け、障がい者・障がい児及びその家族の立場に立ち、自立した生活を営むことが出来るよう、事業所内外において連携を図りながら、在宅生活を支援します。	訪問介護事業所
	⑧瑞浪市移動支援事業の実施	・屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に、外出を支援します。	訪問介護事業所
	⑨瑞浪市生活管理指導員派遣事業の実施	・基本的生活習慣や対人関係などにおいて困難がある方に対し、日常生活で基本的生活習慣を身に着けるよう支援します。	訪問介護事業所
	⑩指定居宅介護支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・契約者に対し、適切な居宅介護支援サービス（ケアプラン作成・課題の分析・定期訪問等）を提供します。また、介護保険制度についての説明等を必要に応じて実施します。 ・担当者会議を開催し、関係者間で援助内容の確認・統一・情報共有を行い、質の向上に努めます。 ・事業所内で週1回、担当利用者の情報共有を行い、担当以外のケアマネも対応できるようにします。 ・事業所の携帯電話を当番制で持ち帰り、時間外の緊急案件にも対応します。 	居宅介護支援事業所

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(2) 地域住民のニーズに応える生活支援や介護事業の実施	⑪介護認定調査の実施	・市内在住で要介護認定の申請をされた方へ、認定調査を実施します。	居宅介護支援事業所
	⑫福祉機器貸出事業の実施	・制度外サービスとして、車椅子、歩行器、ポータブルトイレなど福祉機器の貸出を行います。	総務係
(3) 地域包括支援センターを通した高齢者の健康と福祉の包括的支援	①権利擁護業務の実施	・認知症等で判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度等の適切な活用を支援します。 ・高齢者虐待の対応及び、虐待が疑われる情報提供があった際は、行政や関係機関と連携して適切に対応します。 ・消費者被害予防と相談窓口の周知を行います。	地域包括支援センター
	②包括的継続的ケアマネジメントの実施	・地域における関係機関の連携体制の構築、ケアマネジャー同士のネットワークづくりを行います。 ・ケアマネジャーが対応している、困難事例等を支援します。	地域包括支援センター
	③介護予防ケアマネジメントの実施	・要支援及び事業対象認定者に対し、適切なケアマネジメント（ケアプラン作成、給付管理等）を行います。	地域包括支援センター
	④介護予防事業の実施	・介護予防・健康寿命の延伸を目指して、介護予防教室・出前講話・健康相談等を行います。 ・状態に変化がみられる方には、実態把握訪問を行い、必要な支援に繋げます。	地域包括支援センター
	⑤認知症施策の推進	・認知症地域支援推進員を配置し、相談支援や認知症サポーター養成講座、認知症カフェの実施、認知症の理解を深める普及啓発活動等を行います。	地域包括支援センター
	⑥地域ケア会議の開催	・地域ケア個別会議を開催し、各種専門職や地域の関係団体等の多職種協働で個別ケースの課題解決を進めると共に、地域課題を把握します。	地域包括支援センター

基本目標3 「おたがいさま」のこころで誰もが地域参加できる

“機会づくり”

実施計画	取り組み	具体的な内容	担当部署
(1) 孤独・孤立を防ぐ 居場所づくり	①ふれあい・いきいきサロン立ち上げの支援	・ふれあい・いきいきサロンを新規に立ち上げる際の相談を受け、費用を支援します。	地域福祉係
	②ふれあい・いきいきサロン運営継続の支援	・社協に登録されたサロンを対象に、事故に備えた保険加入や、レクリエーション備品の貸出を行います。 ・サロン代表者会議や交流会を開催し、サロン間の情報交換を進め活動の活性化を図ります。	地域福祉係
	③介護者のつどいの開催	・介護をしている方及び介護に関心のある方を対象に、気分転換・情報交換・介護の知識を得られる機会を提供します。	地域福祉係
	④居場所の提供	人との関わりなどで様々な生きづらさを抱える人を対象に居場所を提供し、社会と繋がりを持ちながら暮らすことができるよう支援します。	地域福祉係
	⑤手話サロンの開催	・障害の有無に関係なく交流ができる機会を設け、聴覚障害への理解や手話の啓発に繋ぎます。	地域福祉係
	⑥子育てサロンの開催	・子育て中の世帯を対象に、相互交流できる場を設け、気分転換や情報交換ができる機会を提供します。	地域福祉係
	⑦多世代参加・交流事業の開催	・年齢や障がいに関係なく、幅広く地域住民が参加・交流できるレクリエーションやスポーツ等を開催し、人と関わる楽しさを知りつつ他者への理解を深める機会を提供します。	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(2) 子育て支援事業の充実	①子育て支援・児童健全育成事業の実施	<p>【子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子対象に幼児教室、各種事業や講座等を開催し、親子の集いの場を提供します。 <p>【児童健全育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊び場の提供、遊びを通し身体及び心の健康促進をはかり、情操を豊かにする事を目指します。 	児童館・児童センター
	②移動児童館の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の無い地域へ出向き、子ども達に様々な遊びや工作を提供し、児童館の周知を進めます。 	児童館・児童センター
	③中高生居場所作り事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年長児童（13歳～18歳）を対象に、気軽に過ごすことができる居場所を提供します。 	児童館・児童センター
	④地域交流事業への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区で開催されるお年寄りと子どもの心れあい広場で児童館コーナーを担当し、子どもたちに遊びの提供をします。 	児童館・児童センター
	⑤子育て相談支援事業の実施 【相談対応の再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館では児童相談事業として、児童や保護者から子育てや家庭等に関する相談を受け、必要に応じ関連機関へ繋げたり、市や学校・幼児園等と連携した支援を行います。 ・子ども発達支援センターでは一般相談事業として、発達に関する電話相談、園や子育て支援センター等への訪問相談を受け、子どもの発達実態に合わせた相談・支援を行います。 	児童館・児童センター 子ども発達支援センター
	⑥ひとり親世帯学習支援教室の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭等の子（小学5年生～中学3年生）対象に宿題のサポートなどの学習と生活習慣の習得を支援します。 	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(3) 高齢者の生きがい支援事業の充実	①憩いの家介護予防事業の実施	・市内在住の60歳以上の方を対象に、心身ともに健康で生きがいを持って生活出来ることを目的に、高齢者介護予防事業を実施します。	憩いの家
	②憩いの家地域交流事業の開催	・パターゴルフ大会や100円カフェなどを開催し、高齢者の生活意欲の向上と地域交流を図ります。	憩いの家
	③憩いの家3館合同事業の開催	・利用者の交流を目的に、人気の講座や利用者が希望する内容を共有し、合同で事業を実施します。	憩いの家
	④生きがいデイサービス事業の実施	・高齢者の社会的孤立の解消・健康維持・社会参加の支援を目的に、生きがい対応型デイサービス事業を実施します。	生きがいデイサービスセンター
	⑤生きがいデイサービス地域交流事業の開催	・幼児園、小学校、児童館等の子どもたちとの交流を実施します。 ・地域の文化祭や福祉まつり等に参加し、利用者の作品を展示します。	生きがいデイサービスセンター
(4) 障がい者の自立促進事業の充実	①障害者デイサービス事業の実施	・障害者の自立の促進・生活の質の向上等を目指し、個々に応じた活動を支援します。	障害者デイサービスセンター
	②地域交流事業の開催	・小学校、児童館等の子どもたちと交流し、障害への理解を深められるようにします。	障害者デイサービスセンター

基本目標4 「おたがいさま」のこころで安定した法人運営を

継続できる“組織づくり”

実施計画	取り組み	具体的な内容	担当部署
(1) 財源の確保・健全な法人運営の推進	①会員加入促進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・連合自治会、各地区区長会において、一般会費の取りまとめについて依頼をします。 ・ダイレクトメールにて、法人・企業宛に特別会費の協力依頼をします。 ・福祉団体助成金を受けている団体に対し、賛助会費の納入を依頼します。 	総務係
	②補助金・受託金・各種助成金の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市の受託事業・指定管理事業の契約、交付申請、報告を行います。 ・継続的に指定を受け、経営の安定が図れるよう適切な運営管理を行います。 ・必要に応じて各種助成金を活用するよう、該当部署へ申請を促します。 	総務係
	③共同募金運動の周知・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・戸別募金・法人募金・街頭募金等の募金運動を実施するとともに、募金の目的等を広報などで広く周知します。 	地域福祉係
(2) 各種団体・法人等との連携、協働の促進	①社会福祉法人連携会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に事業所をもつ社会福祉法人が連携し、地域の特性に応じた公益的な取り組みを進めるため 定期的に連絡会議を開催します。 	地域福祉係
	②各種団体・機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員協議会などの福祉関係団体と連携し、社会福祉の向上を図ります。 ・東濃地域の社会福祉協議会が相互に情報共有及び連携を図るため、東濃5市社協連絡会議などの取り組みを進めます。 	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(3) 働きやすい職場環境づくり・スキル向上 ・職場内連携の推進	①各種研修の受講	・毎年度、職員研修計画を策定し、計画的なキャリアパスと職員の資質向上を図ります。	全事業所
	②横断的職員事例検討会の実施	・複雑・複合的な課題を抱えるケースに対し、部署をこえた支援が丁寧にできるよう、事例検討を中心とした研修を実施します。	該当事業所
	③職員間の情報共有・連携	・事業所ごとに利用者の情報を共有し、緊急時などに担当者以外の職員においても対応できる体制を整えます。 ・複合的な課題を抱えるケース等において、複数の事業所間で横断的に対応できる体制を整えます。	全事業所
(4) 災害発生等非常時の体制整備	①災害対応マニュアル・事業継続計画(BCP)の整備見直し	・毎年緊急連絡網の更新を行い、各職員への周知を徹底します。 ・災害対応マニュアルやBCPに沿った訓練を行い、随時内容の見直しをします。	総務係 児童館・児童センター 居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 地域包括支援センター
(5) 地域福祉情報の発信・広報活動	①社協だより発行	・「みずなみ社協だより」を年6回発行し、社会福祉協議会の実施事業を中心に、地域福祉に関する情報等を分かりやすく伝えます。	地域福祉係
	②ホームページ管理	・社会福祉協議会ホームページを通し、実施事業の広報を中心に、地域福祉に関する情報等を分かりやすく伝えます。	該当事業所
	③事業所活動内容の周知	・事業所ごとにおたよりを作成し、利用者や関係機関へ配付します。 ・必要に応じ、民生委員・主任児童委員等、関係機関・団体の会議へ出席し、活動内容や状況を説明し、各事業所の取り組みについての理解を進めます。	該当事業所
	④みずなみ福祉まつりの開催	・福祉団体・福祉施設・ボランティア団体等の活動紹介・作品展示・物品販売等を通して、来場者が瑞浪市の福祉について考える機会を提供します。 ・社会福祉協議会の各事業所利用者の作品展示等を行い、活動紹介の機会とします。	地域福祉係

実施計画	取り組み	具体的内容	担当部署
(5) 地域福祉情報の発信・広報活動	⑤福祉映画会・福祉講演会・瑞浪市社会福祉大会記念講演の開催	・広く市民に向けた講演会や映画会を開催し、福祉について多くの方々が理解を深める機会を提供します。	地域福祉係
	⑥機関紙「ひなたぼっこ」の発行	・社協に登録されたひとり暮らし高齢者を対象に、機関紙「ひなたぼっこ」を月1回発行します。 ・ボランティアの協力を得て作成し、福祉委員の協力を得て、声かけを兼ねて手渡しの配付を行います。	地域福祉係
	⑦社会福祉功労者への顕彰	・瑞浪市社会福祉協議会表彰規程に基づき、長年にわたり地域で活動されている方を、瑞浪市社会福祉大会において表彰します。	総務係
	⑧法人活動啓発事業の実施	・社会福祉協議会の現況を周知するため、冊子「社会福祉協議会の概要と事業」を毎年1回作成します。	地域福祉係
(6) 地域福祉活動計画の進捗状況確認	①地域福祉活動計画策定 ・モニタリングの実施	・社会福祉協議会の活動指針となる計画を5年ごとに策定、瑞浪市の地域福祉計画と整合性を図ります。 ・毎年度末に、各事業の進捗状況について評価を行います。	全事業所

資料編

○瑞浪市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 瑞浪市における地域福祉を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画（以下「活動計画」という）を策定するため地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」と言う）を設置する。

(役割)

第2条 策定委員会の役割は、活動計画の策定に関することとする。

(委員構成)

第3条 策定委員会の委員は次の各号に掲げる者のうち、15名以内で構成する。

- (1) 地域住民団体等の代表
- (2) 医療・保健・福祉関係団体等の代表
- (3) 行政関係者
- (4) 学識経験者
- (5) その他瑞浪市社会福祉協議会会长が必要と認めたもの

2 策定委員は、社会福祉協議会会长がこれを委嘱し、その任期は活動計画の策定をもって終了する。

(運営)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を各1名置く

- 2 委員長及び副委員長は委員のうちから互選する。
- 3 委員長は、委員会を統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会は、第1条の目的を達成するため、次の部会を設けることができる。

- (1) 作業部会
 - (2) その他会長が必要と認める部会
- 2 部会は、部会員若干名で構成し、委員長が委嘱する。
- 3 部会に部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 5 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 6 部会員の任期は、当該活動計画の策定をもって終わるものとする。

(関係者の出席)

第6条 委員長が必要と認める時は、関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、社会福祉協議会内に置く。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

○策定委員名簿

(敬称略)

団体名	委員氏名	備考
瑞浪市身体障害者福祉協会	隅田 敏博	
瑞浪幼稚園保護者会	水向 裕樹	
瑞浪市長寿クラブ連合会	熊澤 清和	
瑞浪市民生委員・児童委員協議会	石川 文俊	策定委員長
瑞浪市ボランティア連絡協議会	南波 行伸	
NPO法人陶宅老所 いちにのさん	永井 拓己	
県立サニーヒルズみずなみ	櫛田 龍宏	
瑞浪市学童クラブ連絡協議会	小栗 佐知子	
瑞浪市連合自治会	須藤 茂美	策定副委員長
瑞浪市福祉事務所	和田 光浩	
東濃保健所	野々垣 直美	
土岐医師会	江口 研	
市民代表（公募）	木股 恵子	
市民代表（公募）	近藤 寿子	
市民代表（公募）	築山 さつき	

○市民アンケートの調査結果

「瑞浪市地域福祉活動計画」「瑞浪市地域福祉計画」の策定にあたって、地域の現状や課題、地域福祉活動に関する市民の考え方などをうかがい、本計画の施策に活用することを目的に、アンケート調査を実施しました。

その中で、特に地域福祉活動計画策定の参考となった、住民主体の見守り・支え合い活動、ボランティア活動、社会福祉協議会の活動についての結果を抜粋しました。

調査概要(再掲)

①調査対象

- ・20歳以上の市民から無作為に抽出した1,000人
- ・市内の中学生309人（中学2年生）

②調査期間・方法

令和5年11月～12月

成人：郵送調査またはオンライン調査

中学生：学校指定のオンラインアンケートフォームを使用

③配布・回収状況

項目	18歳以上の市民	市内の中学生2年生
有効配布数	1,000件	309件
有効回収数	478件	273件
有効回収率	47.8%	88.3%

④調査結果（一部抜粋）

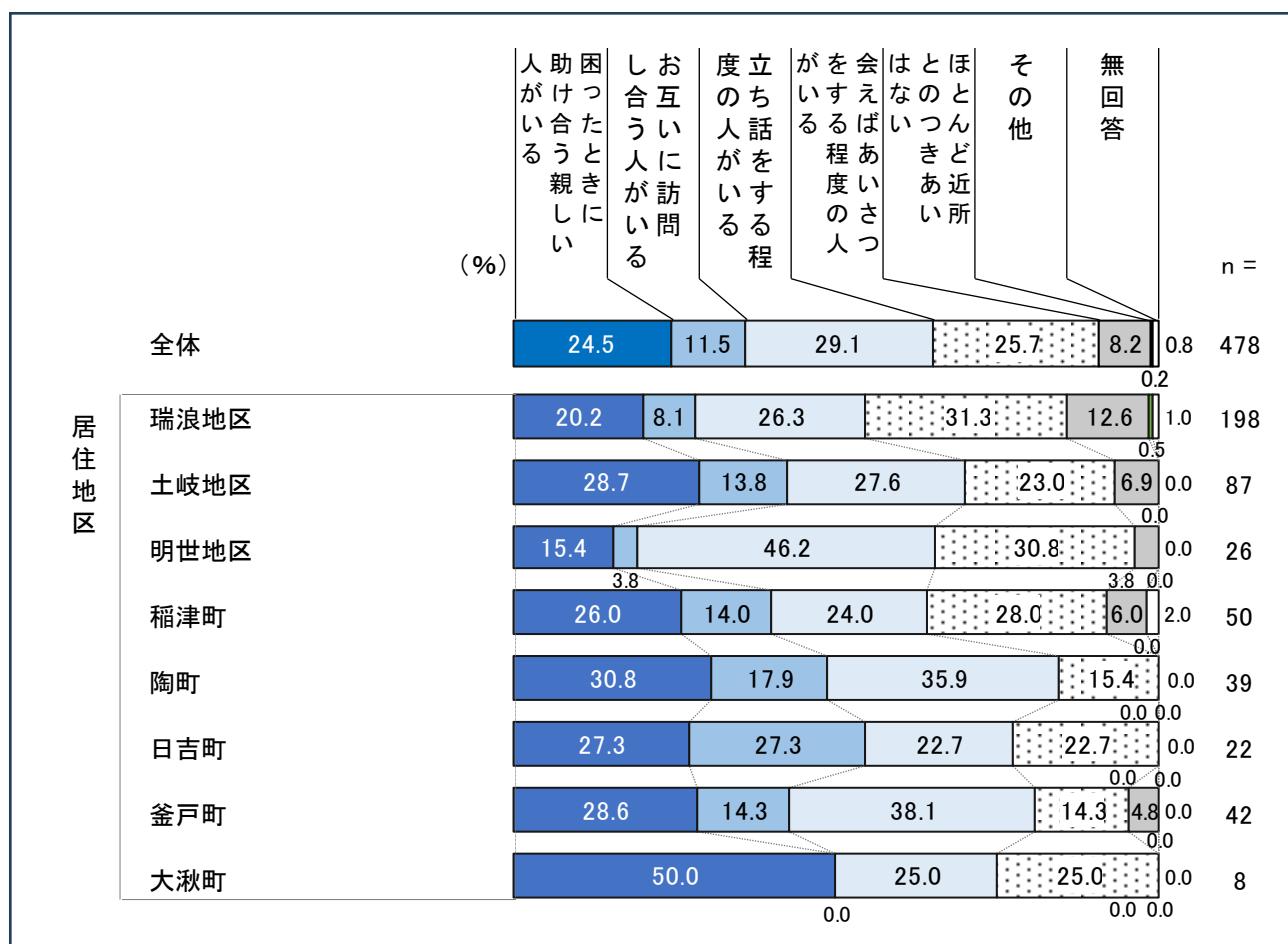
（1）住民主体の見守り・支え合い活動について

Q あなたのご近所との関係は次のどれに最も近いですか。

近隣住民との関係については、「立ち話をする程度の人がいる」と答えた人が29.1%で最も高く、次いで「会えばあいさつをする程度の人がいる」が25.7%、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が24.5%となっています。

居住地区別では、明世地区で「立ち話をする程度の人がいる」の割合が4割半ばと、他の居住地区に比べて高くなっています。

図表 近隣との関係（全体、居住地区別／単数回答）

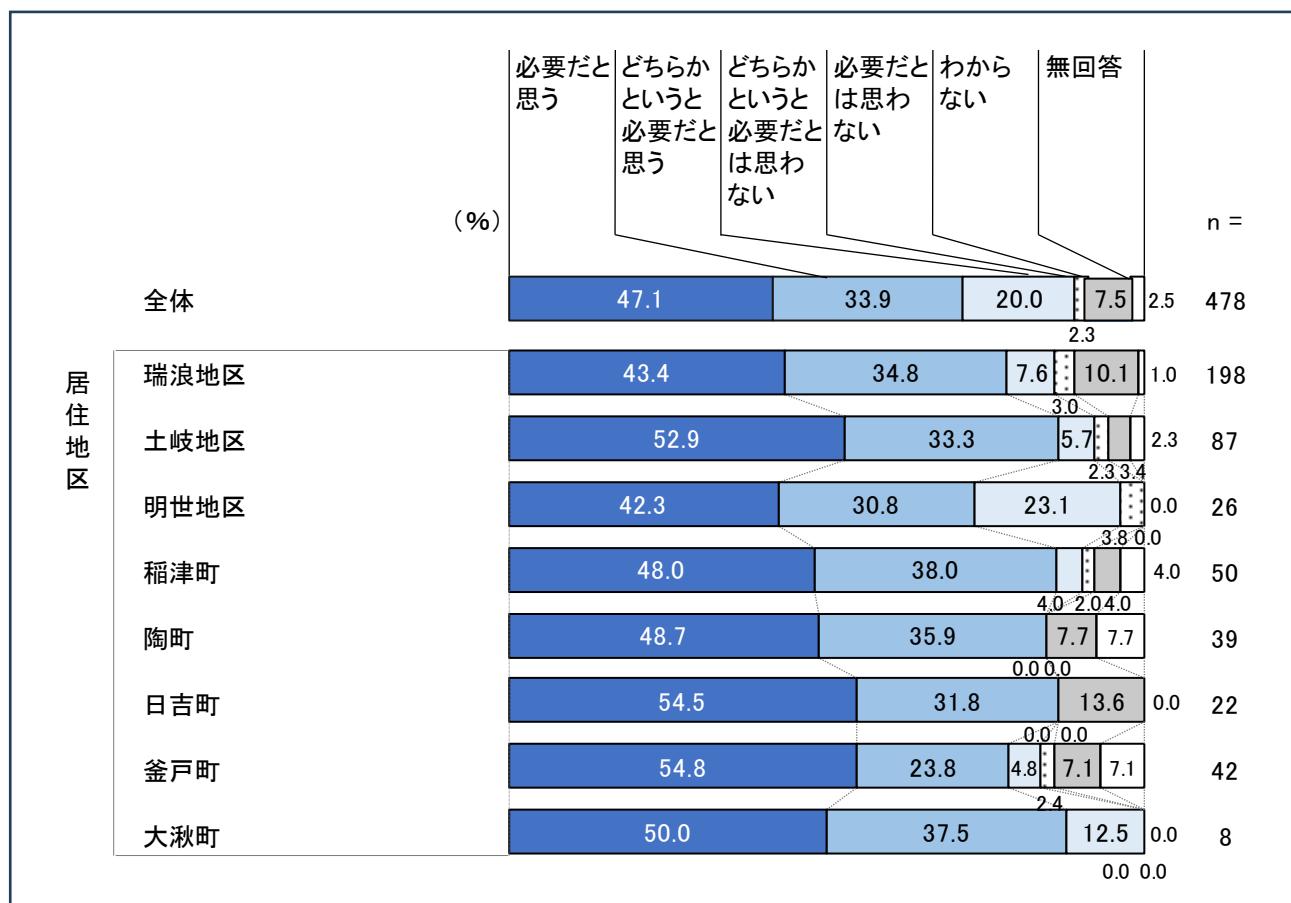


Q あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題（高齢者、障がい児・者、生活困窮者、子育て、健康に関する問題など）に対し、地域住民がお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。

地域住民同士が支え合い助け合う関係については、「必要だと思う」と答えた人が47.1%で最も高く、これに「どちらかというと必要だと思う」33.9%を合わせた“必要だと思う人”が81.0%となっています。一方“必要だとは思わない人”（「どちらかというと必要だとは思わない」6.7%と「必要だとは思わない」2.3%の合計）は9.0%となっています。

居住地区別では、土岐地区で「必要だと思う」と答えた方が52.9%と、他の居住地区に比べて高くなっています。

図表 地域住民同士が助け合う関係（全体、居住地区別／単数回答）

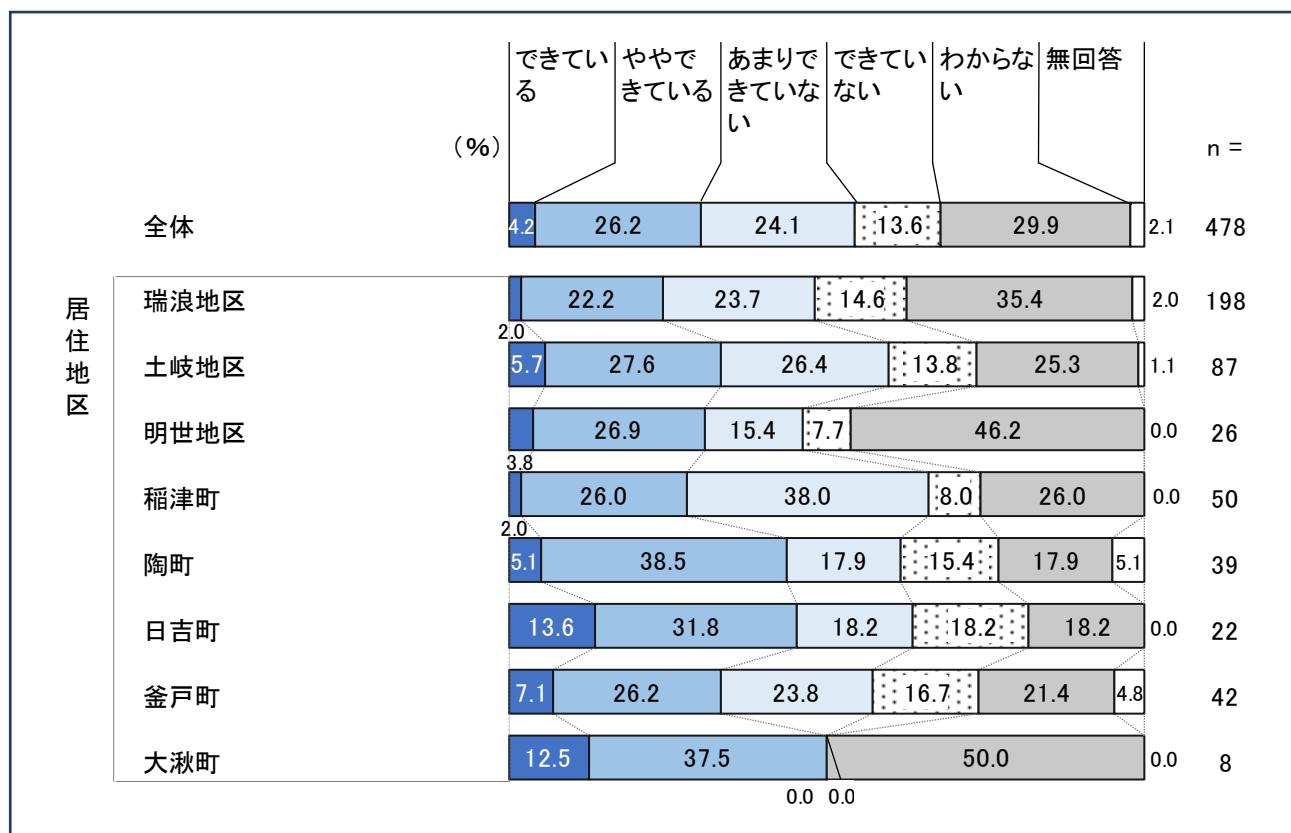


Q あなたは、お住いの地域の見守り体制ができていると思いますか。

現在の地域での見守り活動については、「できている」4.2%と「ややできている」を合わせた“できている”が30.4%、一方“できていない”（「あまりできていない」24.1%と「できていない」13.6%の合計）は、37.7%となっています。

居住地区別では、明世地区、陶町、日吉町、大湫町で“できている”的割合が“できていない”的割合を上回っています。

図表 地域の見守り体制について（全体、居住地区別／単数回答）



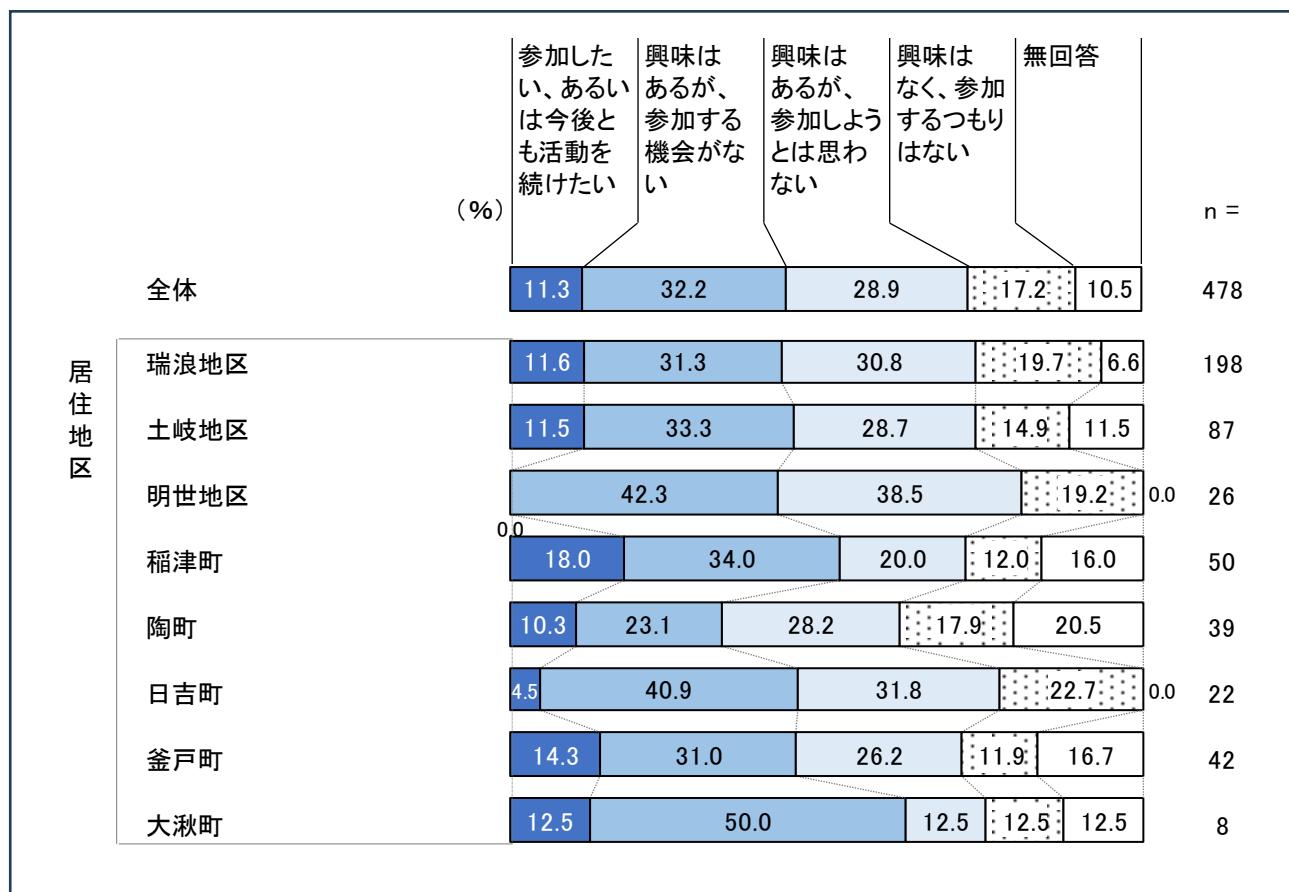
(2) ボランティア活動への参加について

Q あなたは、福祉ボランティア活動に興味や参加の意向がありますか。
(18歳以上の市民対象)

福祉ボランティア活動については、「興味はあるが、参加する機会がない」と答えた人が32.2%で最も高く、次いで「興味はあるが、参加しようとは思わない」が28.9%、「興味はなく、参加するつもりはない」が17.2%となっています。

居住地区別では、大湫町で「興味はあるが、参加する機会がない」が50.0%で最も高くなっています。

図表 18歳以上市民の福祉ボランティア活動参加意向（全体、居住地区別／単数回答）

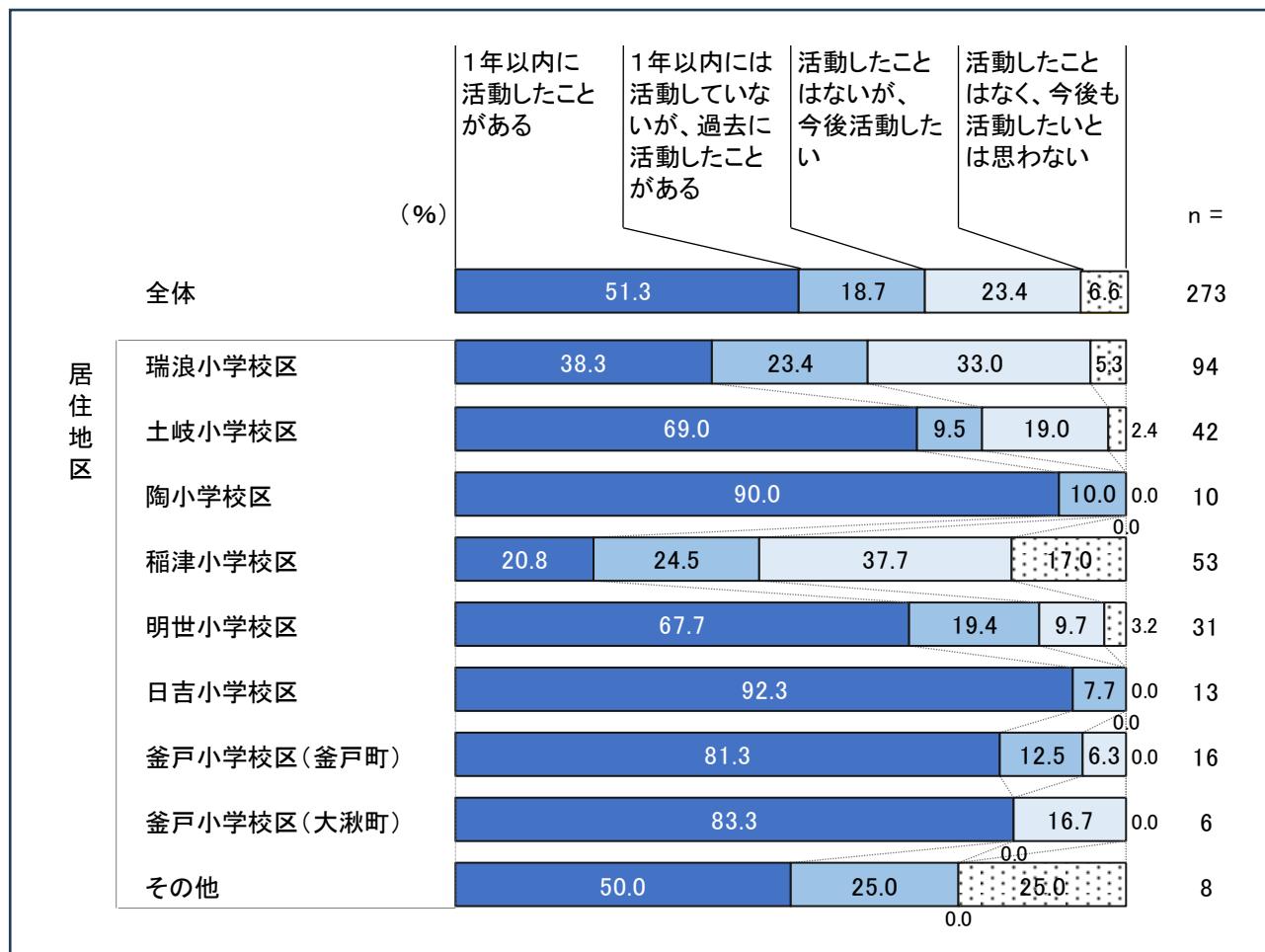


Q あなたは、ボランティア活動をしたことありますか。（中学2年生対象）

ボランティア活動の経験は、「1年以内に活動したことがある」が51.3%で最も高く、次いで「活動したことはないが、今後活動したい」が23.4%、「1年以内には活動していないが、過去に活動したことがある」が18.7%となっています。

居住地区別では、陶小学校区、明世小学校区、日吉小学校区、釜戸小学校区（釜戸町）、釜戸小学校区（大湫町）で活動経験のある生徒が8割を超えています。

図表 中学2年生のボランティア活動参加状況（全体、居住地区別／単数回答）



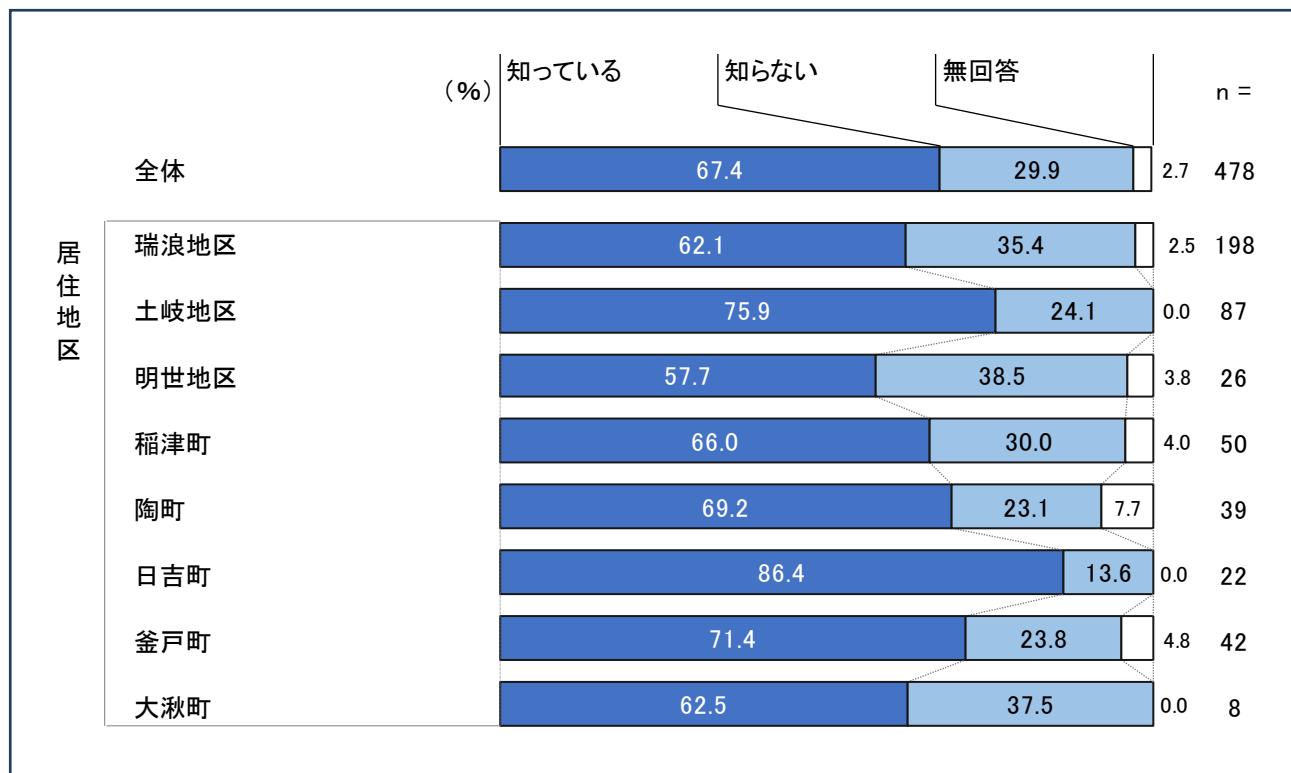
(3) 社会福祉協議会の活動について

Q あなたは、社会福祉協議会を知っていますか。

社会福祉協議会のことを「知っている」方が67.4%、一方「知らない」方が29.9%となっています。

居住地区別では、土岐地区、日吉町、釜戸町で「知っている」が7割を超えています。

図表 社会福祉協議会の認知状況（全体、居住地区別／単数回答）

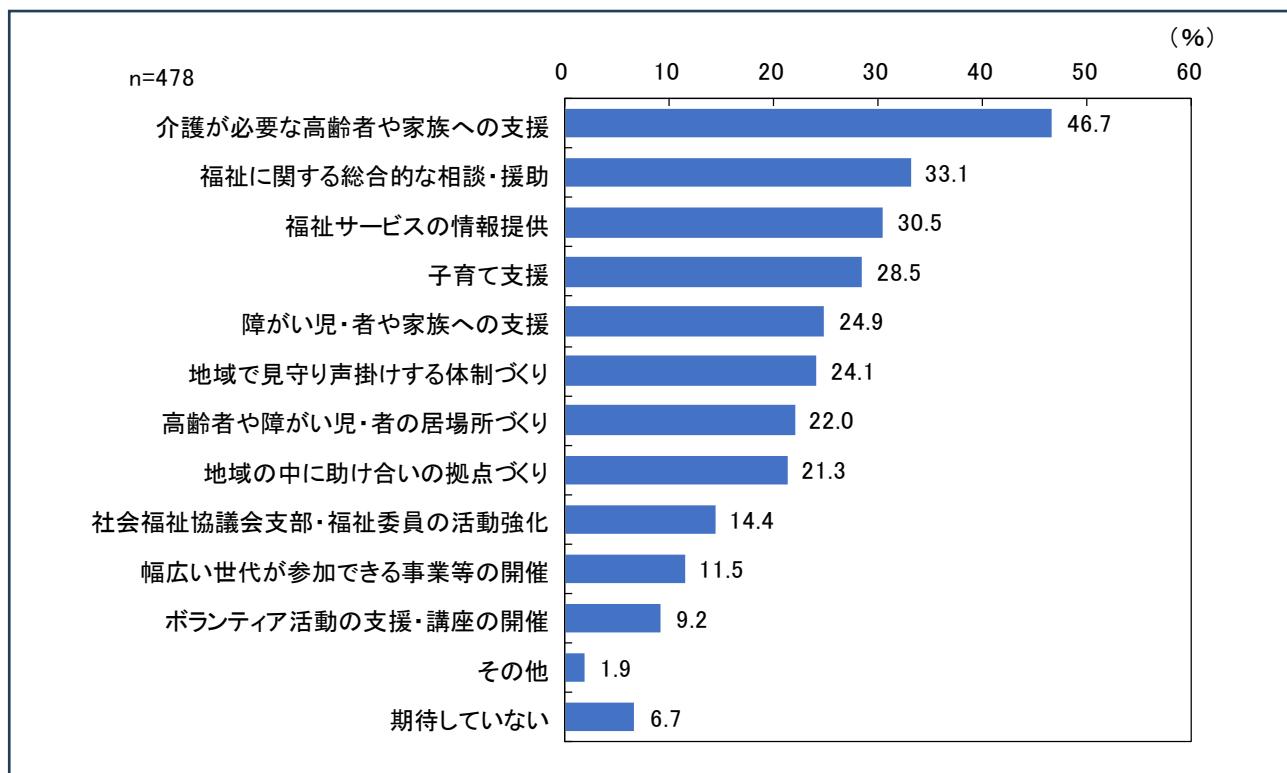


Q あなたが社会福祉協議会に期待することは何ですか。【複数回答】

社会福祉協議会に期待することは、「介護が必要な高齢者や家族への支援」と答えた人が46.7%で第1位、次いで「福祉に関する総合的な相談・援助」が33.1%、「福祉サービスの情報提供」が30.5%となっています。

居住地区別では、大湫町を除く全ての地区で「介護が必要な高齢者や家族への支援」が、大湫町では「子育て支援」がそれぞれ第1位となっています。

図表 社会福祉協議会に期待すること（全体、居住地区別／複数回答）



(上位3位、単位：%)

		第1位	第2位	第3位
居住地区	瑞浪地区	介護が必要な高齢者や家族への支援 43.4	福祉に関する総合的な相談・援助 35.9	福祉サービスの情報提供 30.8
	土岐地区	介護が必要な高齢者や家族への支援 51.7	障がい児・者や家族への支援 32.2	福祉に関する総合的な相談・援助 28.7
	明世地区	介護が必要な高齢者や家族への支援 53.8	福祉に関する総合的な相談・援助 50.0	福祉サービスの情報提供 46.2
	稻津町	介護が必要な高齢者や家族への支援 44.0	子育て支援 36.0	福祉に関する総合的な相談・援助 32.0
	陶町	介護が必要な高齢者や家族への支援 41.0	福祉サービスの情報提供 28.2	子育て支援 25.6
	日吉町	介護が必要な高齢者や家族への支援 59.1	福祉に関する総合的な相談・援助／子育て支援 31.8	
	釜戸町	介護が必要な高齢者や家族への支援 50.0	福祉サービスの情報提供 35.7	福祉に関する総合的な相談・援助 31.0
	大湫町	子育て支援 37.5	社会福祉協議会支部・福祉委員の活動強化／地域で見守り声掛けする体制づくり／福祉に関する総合的な相談・援助／介護が必要な高齢者や家族への支援／福祉サービスの情報提供 25.0	

○計画策定スケジュール

年月日	内容	
令和5年 11月～12月	アンケート調査※	18歳以上の市民からの無作為抽出1,000人と中学2年生309人
令和6年 5月30日	第1回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付、委員長及び副委員長の選出 ・第5期地域福祉活動計画の概要 ・アンケート調査結果報告 ・第4期地域福祉活動計画達成状況について
5月～6月	団体ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア連絡協議会 ・学童クラブ連絡協議会 ・子ども会連合会 ・子ども発達支援センターぽけっと親の会 ・長寿クラブ連合会 ・社会福祉協議会支部連絡協議会 ・手をつなぐ育成会 ・民生委員・児童委員協議会 ・身体障害者福祉協会 ・北部地域包括支援センター
6月20日	第1回 職員作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の趣旨確認 ・次期計画に向けての意見交換 ・スケジュール確認
8月1日	福祉懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・5グループに分かれてワークショップを実施 ・テーマは「孤立化防止」「見守り」「担い手の育成」の3テーマ
8月26日	第2回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉懇談会の結果について ・団体ヒアリングの報告
8月29日	第2回 職員作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の確認 ・第5期地域福祉活動計画の骨子案作成について
10月22日	第3回 職員作業部会	<ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況の確認 ・第5期地域福祉活動計画の内容について
11月25日	第3回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期地域福祉活動計画骨子案について
令和7年 2月6日	第4回 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第5期瑞浪市地域福祉計画（案）について

※アンケート調査結果の詳細は市のホームページで公表していますので、ご参照ください。

○用語説明

あ行

【アウトリーチ】

積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけることをいいます。

【生きがい対応型デイサービスセンター】

身の回りのことは自分でできるが外出の機会が少なく家に閉じこもりがちな65歳以上の高齢者を対象とした施設です。食事、入浴、レクリエーションを楽しみ、健康を維持し、社会参加ができるよう支援します。市内に2ヶ所設置されています（介護保険認定者は対象外）。

か行

【会費(社協会費)】

地域福祉活動に要する財源として、市民の皆様や企業、団体からご協力いただいています。（一般会費1口500円、2口加入を推進・各法人企業からの特別会費3,000円以上・各福祉団体からの賛助会費3,000円以上）

【家計改善支援】

生活困窮者自立支援事業の一つで、家計に問題を抱える家庭の家計状況を「見える化」し、家計再生の計画・家計に関する個別のプランを作成し、利用者の家計管理の意欲を引き出す取り組みです。

【共同募金】

高齢者、障がい者、子どもたちなどを支援する様々な福祉活動に役立てられており、社会福祉協議会へも事業費として配分され、貴重な活動財源となっています。また、共同募金は災害時支援にも活用されています。

【居宅介護支援事業(ケアマネジメント)】

要支援・要介護認定を受けた人が介護サービスを利用するためには、介護サービス計画(ケアプラン)を立てる必要があります。介護支援専門員(ケアマネジャー)は、利用者、そのご家族と話し合った上で、「これからどのような生活を送りたいか」という目標を設定し、どんなサービスをどれくらい使うかなど利用者に合った介護サービス計画を立てます。

【子ども発達支援センター ぽけっと】

障がいや発達の遅れ等のある児童を対象に、通所支援と相談支援を行なう施設です。

さ行

【ささエール】

瑞浪市高齢者安心支え合いポイント制度。瑞浪市在住の40歳以上で指定講座を受講した会員が登録し、65歳以上の高齢者の支援活動を行いポイントが付与されます。支援活動を行う会員自身

が生きがいを見出し、社会参加を通じた介護予防の推進と地域における支え合い活動の活性化が行われることを目指しています。

【指定管理】

多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度で、瑞浪市では平成18年度(2006年度)から指定管理者制度を導入されています。令和6年度現在社会福祉協議会は、市民福祉センター・ハートピア、障害者デイサービスセンターさくら、児童館・児童センター(4施設)、子ども発達支援センターぽけっと、在宅老人デイサービスセンター(2施設)、老人憩いの家(3施設)の指定を受けています。

【児童館・児童センター】

児童福祉法第40条に規定されている児童福祉施設です。0~18歳未満のすべての児童を対象に、遊びを通じた健全育成をおこなうことを目的として活動しており、瑞浪市内に4か所設置されています。乳幼児を対象とした幼児教室や、子育て相談なども実施しています。

【自立相談支援】

生活困窮者自立支援事業の一つで、生活困窮者及びその家族等からの相談に応じ、個々人の状態に合ったプランを作成し、必要なサービスに繋ぎ自立を図ります。

【社会福祉協議会支部（社協支部）】

地域の実態に適応したきめ細かい配慮のもとで、地域の見守り活動等の中心的役割を担う組織として、市内8地区に設置されています。この組織は、福祉委員を中心に、民生委員・児童委員、自治会代表者等、地域の様々な団体で構成され、地域住民が協力して運営されています。

【就労準備支援】

生活困窮者自立支援事業の一つで、一般就労に向けての準備として1年間を基本に、日常生活に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援の3段階で、計画的・集中的な支援を行います。

【主任児童委員】

子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、平成6年に制度化されました。それぞれの市町村にあって担当区域を持たず、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

【障害者デイサービスセンター さくら】

身体障がい者及び知的障がい者を対象に、障がい者の自立の促進、生活の質の向上等を目指し、機能・作業・社会適応訓練創作活動などを、個々の状態に合わせて支援する施設です。

【生活支援コーディネーター】

略称：SC。地域支え合い推進員。介護保険制度の包括的支援事業に位置付けられ、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備推進を目的とし、地域資源の開発、ネットワーク構築の機能を担い、

多様な主体による取り組みをコーディネートします。市内には、社会福祉協議会、みずなみ陶生苑、千寿の里に設置されています。

た行

【地域ケア会議】

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法です。瑞浪市には、高齢福祉課が主催する地域支援検討部会(各地域の現状及び課題を把握する)・包括ケア検討部会(自立支援及び重度化防止のための介護予防支援会議)・地域ケア推進会議(地域課題をまとめ政策形成につなぐ)と、地域包括支援センターが主催する地域ケア個別ケア会議があります。

【地域包括支援センター】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、介護・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。市内には、南部、北部の2ヶ所設置されています。

な行

【認知症地域支援推進員】

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で生活が継続できるよう、医療・介護・地域をつなぐコーディネーターの役割を担う人。高齢福祉課及び地域包括支援センターに配置しています。

は行

【ヒアリング調査】

対象者とインタビューする人が、調査項目に従って対話をしながら進める聞き取り調査です。回答の背景や理由等を、深掘りして確認するのに適しています。

【福祉委員】

地域住民が主体となり、地域の困りごとや課題を発見し、それらを解決していくことで、安心して暮らすことのできる地域づくりを実現するため、各地区に福祉委員が設置されています。自治会や民生委員児童委員などと連携して、地区内のひとりぐらし高齢者の把握と見守り、ふれあいきいきサロンの開設及び運営、社協支部事業への参加・協力といった地域福祉活動をされています。

【福祉協力校】

市内の小・中学校及び高等学校の児童・生徒を対象として、日常の身近な福祉活動を進める中で、ボランティア活動や社会連携の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭や地域で福祉の心を深めるような教育の実践・研究を行うことを目的とする事業です。社会福祉協議会が指定しています。

【福祉懇談会】

福祉委員・民生委員児童委員・自治会関係者など、地域住民が集まって意見交換し、地域の福祉課題を理解するとともに、地域関係者間でネットワークを作り課題解決の方策を検討したり、地域住民自身による福祉活動を展開していくことを目指します。

【ふれあい・いきいきサロン】

地域住民が主体的に運営・参加し、だれでも参加できる地域交流の場です。高齢者がいきいき暮らすための地域活動の場として、平成6年（1994年）から全国社会福祉協議会が中心となり、全国へ推進しています。

【訪問介護事業】

介護保険利用者のお宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、介護支援専門員（ケアマネジャー）の立てた介護サービス計画（ケアプラン）に沿って、身体介護や生活援助のサービスを提供します。障がい者サービス利用者への訪問事業については、【居宅介護事業】と言います。

【ボランティア】

「個人の自発的な意志」から始まる活動で、いつでも自分のできることから参加することができます。ボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに繋がるとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。福祉やまちづくり、スポーツ、文化、芸術や環境、国際協力など、ボランティア活動は多様な広がりを見せてています。

ま行

【瑞浪市ボランティア連絡協議会（ボラ連）】

ボランティア団体の力を集結し、ボランティア活動の発展と社会福祉の向上を目指すとともに、地域福祉へボランティア活動を啓蒙することを目的としています。令和6年度現在20団体が加盟しています。

【民生委員児童委員】

厚生労働大臣から委嘱され、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。また、地域の子どもたちが、元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。

ら行

【療育】

障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助です。

【療育手帳】

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障害があると判定された方に交付される手帳です。療育手帳をお持ちの方は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや、各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることが出来ます。

【老人憩いの家】

市内在住60歳以上の方を対象に、高齢者の健康増進、教養の向上に役立てていただくための施設です。市内に3ヶ所設置されています

第5期 瑞浪市地域福祉活動計画

令和7年3月

発行：社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会

〒509-6123 瑞浪市樽上町1丁目77番地（ハートピア内）

電話 0572-68-4148 FAX 0572-68-4173

<https://m-shakyo.org/>